

平成27年（2015年）

第1回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2015.2.19 調製

平成27年(2015年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

※2月19日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※2月23日(月) 正午 一般質問通告締切  
 ※2月23日(月) 午後2時~午後5時  
 2月24日(火) 午前10時~午後5時 ] 一般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
2	26	木	本 会 議 議会運営委員会	平成26年度包括外部監査の結果報告書の説明について 報告第1号 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 表決 第44号議案 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 付託 第1号議案~第6号議案 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 付託	4 常任委員会同時開催
			常任委員会	総務・健康福祉・文教社会・建設	
	27	金	議事整理		
	28	⊕			
	1	⊕			
3	2	月	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 _____ 質疑 一 表決 市長の施政方針 第7号議案~第43号議案、 第45号議案 _____ 提案理由説明 第46号議案 _____ 提案理由説明 第47号議案 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 表決	
			議案説明会		
	3	火	議案説明会		
	4	水	議案説明会 全員協議会		代表質疑通告締切 午後3時
	5	木	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分 請願・陳情受付締切 午後5時
	6	金	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	
	7	⊕			
	8	⊕			
	9	月	本 会 議	一般質問	
	10	火	本 会 議	一般質問	
	11	水	本 会 議	一般質問	
	12	木	本 会 議 議会運営委員会	第13号議案~第43号議案、 第45号議案 _____ 質疑 一 付託 第46号議案 _____ 第7号議案~第12号議案 _____ 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	13	金	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	⊕			
	15	⊕			
	16	月	常任委員会	総務・健康福祉	

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
3	17	火	常任委員会	文教社会・建設	
	18	水	常任委員会	文教社会・建設	
	19	木	常任委員会	常任委員会予備日	
	20	金	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	21	土			
	22	日			
	23	月	議事整理		
	24	火	議事整理		
	25	水	議事整理		
	26	木	議事整理		
27	金	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 議員提出議案 請願及び陳情の付託報告	質疑 一表決 提案理由説明 一質疑 一表決	

平成27年第1回定例会は、2月26日（木）に招集され、3月27日（金）までの30日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算12件、条例25件、その他が11件となっています。

予算案は、平成27年度（2015年度）町田市一般会計予算などが上程されています。条例案は、町田市行政手続条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

### ◆ 議案の内容 ◆

- 第1号議案 平成26年度（2014年度）町田市一般会計補正予算（第4号）
- 第2号議案 平成26年度（2014年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第3号議案 平成26年度（2014年度）町田市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第4号議案 平成26年度（2014年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 第5号議案 平成26年度（2014年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 第6号議案 平成26年度（2014年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第7号議案 平成27年度（2015年度）町田市一般会計予算
- 第8号議案 平成27年度（2015年度）町田市国民健康保険事業会計予算
- 第9号議案 平成27年度（2015年度）町田市下水道事業会計予算
- 第10号議案 平成27年度（2015年度）町田市介護保険事業会計予算
- 第11号議案 平成27年度（2015年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算
- 第12号議案 平成27年度（2015年度）町田市病院事業会計予算

### **第 1 3 号議案 町田市行政手続条例の一部を改正する条例**

※ 行政手続法の改正に伴い、関連する規定を整備する必要があるため、所要の改正をするものです。

### **第 1 4 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例（2本）を一括して整理するため、制定するものです。

### **第 1 5 号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

※ 附属機関に関連する法令の制定及び改正に伴い、附属機関の委員の報酬に係る規定を改める必要があるため、所要の改正をするものです。

### **第 1 6 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

※ 子どもの看護休暇の看護の対象となる子の年齢を引き上げるため、所要の改正をするものです。

### **第 1 7 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例**

※ 建築基準法、農地法等の改正に伴い、関連する手数料の規定を整備するため、所要の改正をするものです。

### **第 1 8 号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例**

※ 第3次地方分権一括法の制定による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。

### **第 1 9 号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例**

※ 介護保険法施行令等の改正及び第6期町田市介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、所要の改正をするものです。

### **第 2 0 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例**

※ 第3次地方分権一括法の制定による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。

### **第 2 1 号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 2 号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 3 号議案 町田市保健所条例の一部を改正する条例**

※ 組織改正等に伴い、保健所の位置を改めるため及び保健所運営協議会を設置するため、所要の改正をするものです。

**第 2 4 号議案 町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例**

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

**第 2 5 号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例**

※ 厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の基準の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

**第 2 6 号議案 町田市幼児教育手当条例を廃止する条例**

※ 幼児教育手当の所期の目的を達成したため、廃止するものです。

**第 2 7 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例**

※ 子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合に負担するもの費用等に関する規定を整備するため、制定するものです。

**第 2 8 号議案 町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例**

※ 子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立保育園で実施する延長保育に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 9 号議案 町田市保育の実施に関する条例を廃止する条例**

※ 子ども・子育て関連 3 法の制定による児童福祉法の改正に伴い、保育の実施基準について条例で規定する必要がなくなったため、廃止するものです。

**第 3 0 号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例**

※ 市民農園用地の使用貸借契約の期間満了に伴い、鶴間市民農園及び成瀬市民農園を閉鎖するため、所要の改正をするものです。

**第 3 1 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

※ 東京都道路占用料等徴収条例の改正に伴い、道路の占用料を東京都の道路占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。

### **第 3 2 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例**

※ 東京都道路占用料等徴収条例及び東京都河川流水占用料等徴収条例の改正に伴い、特定公共物の占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。

### **第 3 3 号議案 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

※ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴い、関係条例（3本）を一括して整理するため、制定するものです。

### **第 3 4 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例**

※ 公園駐車場における利用者の利便性の向上及び負担の公平性を確保するため、所要の改正をするものです。

### **第 3 5 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例**

※ 下水道法施行令の改正に伴い、下水の排除の制限に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。

### **第 3 6 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例**

※ 厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の基準の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

### **第 3 7 号議案 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例**

※ いじめ防止対策推進法に基づき、町田市教育委員会及び市長の附属機関を設置するため、制定するものです。

### **第 3 8 号議案 町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定**

※ 成瀬クリーンセンター2号焼却炉更新工事の契約差金及び管理棟耐震補強工事の延期により基本協定を変更するものです。

### **第 3 9 号議案 平成 27 年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定**

※ 成瀬クリーンセンター自家発電設備更新工事及び管理棟耐震補強工事を行うものです。

### **第 4 0 号議案 平成 27 年度町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定**

※ 鶴見川クリーンセンター水処理施設増設工事を行うものです。

#### **第41号議案 市道路線の認定について**

※ 開発行為により築造された道路等を市道に認定するものです。(町田 894 号線その他の合計 16 路線)

#### **第42号議案 市道路線の廃止について**

※ 道路としての機能がない路線等の市道を廃止するものです。(南 283 号線、忠生 63 号線 合計 2 路線)

#### **第43号議案 相模原市による路線設置の承諾について**

※ 相模原市が町田市域内に新設する道路について設置の承諾をするものです。(相模原市道 宮上横山線 町田市域面積 181.35 m<sup>2</sup>)

#### **第44号議案 市有財産の売払いについて**

※ 市有財産である「水道事務所」について、東京都水道局へ売払うものです。

#### **第45号議案 包括外部監査契約の締結について**

※ 地方自治法第252条の36第1項の規定に基づく包括外部監査契約を締結するものです。

#### **第46号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について**

※ 2015年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

#### **第47号議案 指定金融機関の指定について**

※ 平成27年(2015年)7月1日から平成29年(2017年)6月30日までの間(株)八千代銀行を町田市指定金融機関に指定するものです。

#### **【報告承認案件】**

#### **報告第1号 環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償の専決処分の承認について**

※ 2014年8月19日ごみ収集作業中、運転席のドア閉め忘れに気づかず発進させ、右側に停車していた車両に接触し、乗員を負傷させた事故における損害賠償額について、専決処分の承認を求めるものです。



平成26年度3月補正予算

### 3月補正予算の概要

3月補正では、国の補正予算（地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策）を受け、地域の活性化を促すためプレミアム付商品券発行事業、創業支援事業、子どもひろば整備事業などを実施します。また、事業の執行見込等にあわせた補正を行います。

一般会計	△2億 5,061万 2千円
特別会計	9,495万 円
計	△1億 5,566万 2千円

#### 一般会計補正予算の主な内容

##### 1 国の補正予算に伴う事業

・プレミアム付商品券発行事業	2億 5,400万円	[10頁]
・創業支援事業	4,539万円	[11頁]
・子どもひろば整備事業	4,962万円	[12頁]
・デマンド型交通システム等導入検討事業	1,290万円	[13頁]

##### 2 その他

・契約差金等の更正減	△30億 772万円
・特別会計繰出金	9億 6,998万円
・財政調整基金積立金	8億 8,544万円

#### 特別会計の補正額

・国民健康保険事業会計	1億 4,982万円
・下水道事業会計	△5億 9,171万円
・介護保険事業会計	3億 9,255万円
・後期高齢者医療事業会計	1億 1,921万円
・病院事業会計	2,508万円

## 2014年度3月補正 会計別予算構成表

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
		千円	構成比		千円	構成比
一 般 会 計		143,773,493	56.4	△ 250,612	143,522,881	56.4
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	45,073,907	17.7	149,816	45,223,723	17.8
	下 水 道 事 業 会 計	11,403,912	4.5	△ 591,708	10,812,204	4.2
	介 護 保 険 事 業 会 計	27,783,010	10.9	392,553	28,175,563	11.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	8,880,623	3.5	119,214	8,999,837	3.5
	病 院 事 業 会 計	17,888,918	7.0	25,075	17,913,993	7.0
	収 益 的	15,739,386	6.2	25,075	15,764,461	6.2
	資 本 的	2,149,532	0.8	—	2,149,532	0.8
	小 計	111,030,370	43.6	94,950	111,125,320	43.6
合 計		254,803,863	100.0	△ 155,662	254,648,201	100.0

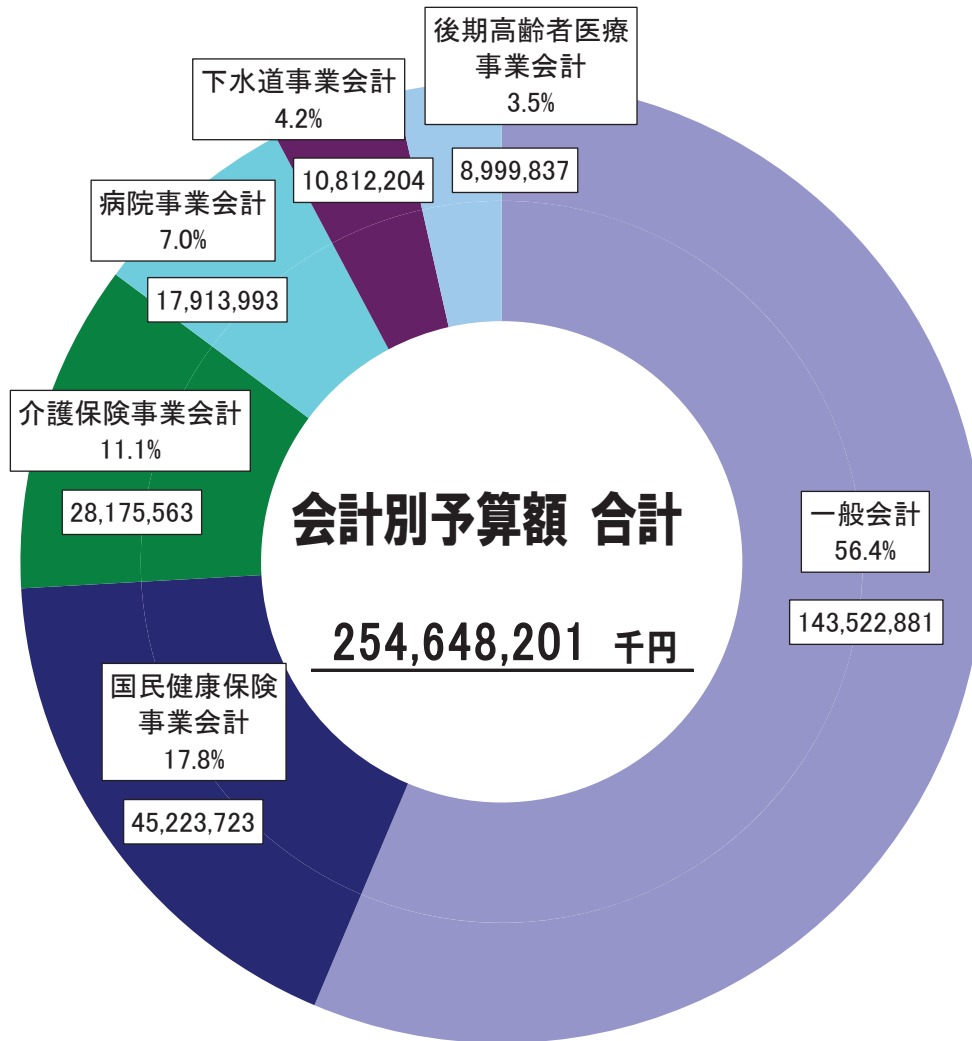
### 【概要】

- 特別会計も含めた補正額△1億5,566万2千円のうち、一般会計の補正額は△2億5,061万2千円で、補正後の予算総額2,546億4,820万1千円に対する一般会計の構成比は56.4%となります。
- 国民健康保険事業会計の補正額は1億4,981万6千円で、主に前年度の国庫支出金返還金の計上に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△5億9,170万8千円で、主に管渠費、処理場費の減額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は3億9,255万3千円で、主に保険給付費の増額に伴う補正です。

# 2014年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



## 2014年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

款	補正前の額		補正額	計	
	千円	構成比		千円	構成比
1. 市 税	67,600,388	47.0	239,732	67,840,120	47.3
2. 地 方 譲 与 税	690,001	0.5	—	690,001	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	450,000	0.3	83,000	533,000	0.4
4. 配 当 割 交 付 金	472,000	0.3	178,000	650,000	0.5
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	387,000	0.3	245,000	632,000	0.4
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	5,387,000	3.7	314,000	5,701,000	4.0
7. ゴルフ場利用税交付金	35,000	0.0	—	35,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	222,001	0.1	—	222,001	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	391,000	0.3	△ 71,914	319,086	0.2
10. 地 方 交 付 税	1,427,102	1.0	—	1,427,102	1.0
11. 交通安全対策特別交付金	65,000	0.0	—	65,000	0.1
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,448,616	1.0	401	1,449,017	1.0
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	2,747,509	1.9	2,560	2,750,069	1.9
14. 国 庫 支 出 金	24,523,878	17.1	△ 255,445	24,268,433	16.9
15. 都 支 出 金	18,422,258	12.8	△ 466,858	17,955,400	12.5
16. 財 産 収 入	678,502	0.5	△ 47,094	631,408	0.4
17. 寄 附 金	2,560	0.0	6,609	9,169	0.0
18. 繰 入 金	5,265,412	3.7	△ 54,807	5,210,605	3.6
19. 繰 越 金	4,170,463	2.9	—	4,170,463	2.9
20. 諸 収 入	1,539,203	1.1	185,104	1,724,307	1.2
21. 市 債	7,848,600	5.5	△ 608,900	7,239,700	5.0
歳 入 合 計	143,773,493	100.0	△ 250,612	143,522,881	100.0

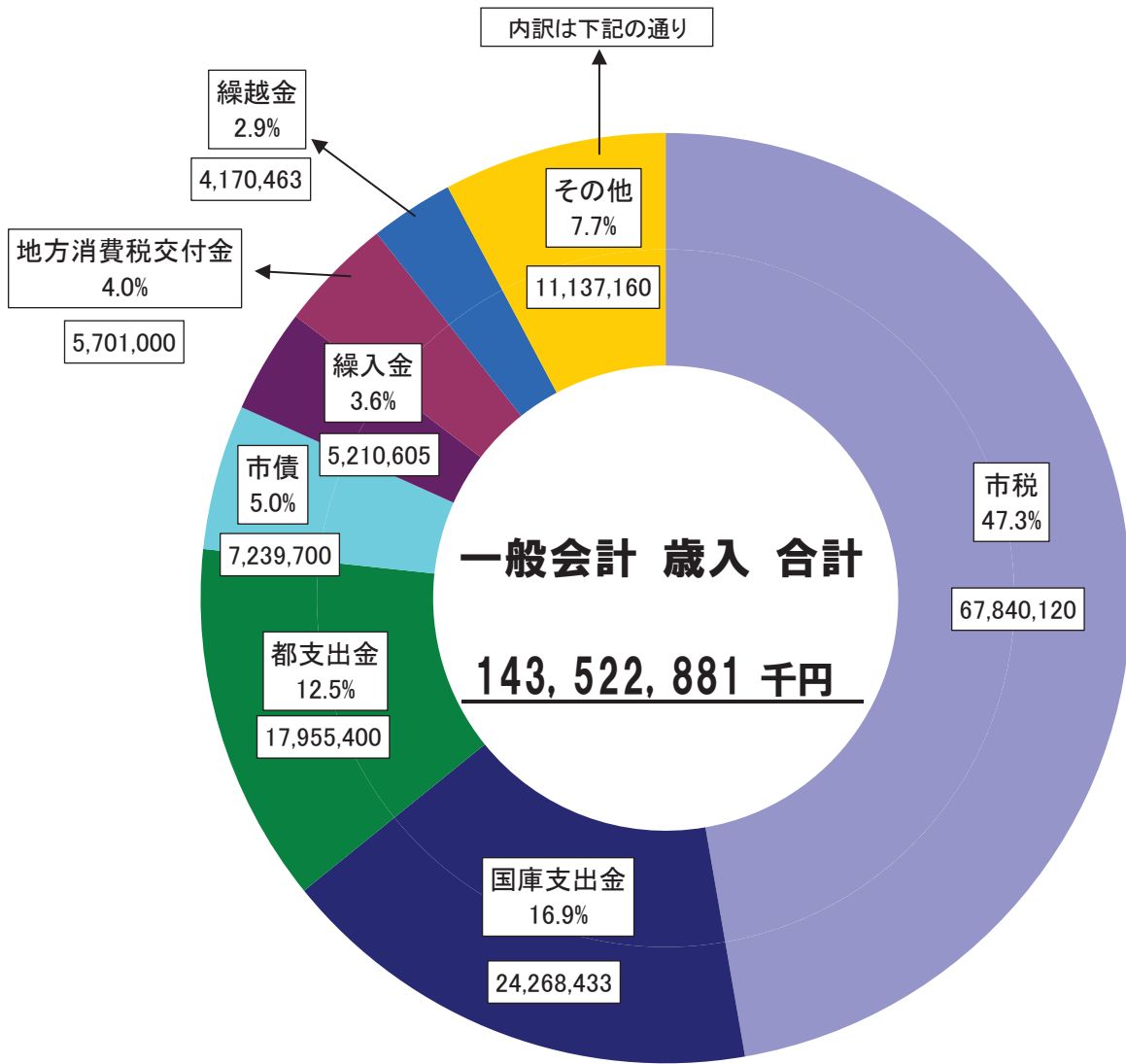
### 【概要】

3月補正予算の主なもの	
○ 款 1.市税	個人市民税(2.6億円)、市たばこ税(0.4億円)、固定資産税(△1.0億円)
○ 款 6.地方消費税交付金	地方消費税交付金(3.1億円)
○ 款 14.国庫支出金	地域住民生活等緊急支援交付金(2.5億円) 臨時福祉給付金給付費補助金(△2.1億円) 防衛施設周辺防音事業費補助金(△1.1億円)、児童手当負担金(△1.0億円)
○ 款 15.都支出金	地域密着型サービス整備費補助金(△2.0億円) 障がい者施策推進包括事業費補助金(△0.8億円) 認知症高齢者グループホーム整備費補助金(△0.7億円)
○ 款 21.市債	学校施設解体事業債(△1.7億円)、学校施設整備事業債(△1.2億円) 廃棄物処理施設整備事業債(△1.1億円)、道路整備事業債(△0.8億円)

# 2014年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	2,750,069	財産収入	631,408
地方交付税	1,427,102	利子割交付金	533,000
諸収入	1,724,307	地方特例交付金	319,086
分担金及び負担金	1,449,017	自動車取得税交付金	222,001
地方譲与税	690,001	交通安全対策特別交付金	65,000
配当割交付金	650,000	ゴルフ場利用税交付金	35,000
株式等譲渡所得割交付金	632,000	寄附金	9,169

## 2014年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	712,320 (0.5%)	△ 4,970	707,350 (0.5%)	331	165	—	—	△ 5,466
2. 総務費	19,104,986 (13.3%)	578,169	19,683,155 (13.7%)	33,086	26,379	△ 193,700	△ 6,041	718,445
3. 民生費	71,178,095 (49.5%)	327,373	71,505,468 (49.8%)	△ 209,631	△ 364,210	△ 38,700	71,319	868,595
4. 衛生費	13,225,272 (9.2%)	△ 390,341	12,834,931 (8.9%)	47,012	△ 46,361	△ 105,600	△ 22,134	△ 263,258
5. 労働費	39,459 (0.0%)	—	39,459 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	456,826 (0.3%)	△ 46,162	410,664 (0.3%)	—	△ 35,704	—	—	△ 10,458
7. 商工費	961,715 (0.7%)	282,565	1,244,280 (0.9%)	201,000	76,050	—	△ 3,996	9,511
8. 土木費	11,915,362 (8.3%)	△ 457,438	11,457,924 (8.0%)	△ 149,232	△ 60,914	△ 116,500	△ 16,966	△ 113,826
9. 消防費	5,376,466 (3.7%)	△ 8,083	5,368,383 (3.8%)	—	—	△ 4,100	—	△ 3,983
10. 教育費	14,566,743 (10.1%)	△ 470,834	14,095,909 (9.8%)	△ 324,422	△ 62,263	△ 150,300	△ 3,634	69,785
11. 災害復旧費	8 (0.0%)	—	8 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,136,241 (4.3%)	△ 60,891	6,075,350 (4.2%)	—	—	—	—	△ 60,891
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	143,773,493 (100.0%)	△ 250,612	143,522,881 (100.0%)	△ 401,856	△ 466,858	△ 608,900	18,548	1,208,454

### 【概要】

#### 3月補正予算の主なもの

- 款 2. 総務費 財政調整基金積立金 (8.9億円)、非常勤及び臨時職員人件費 (△0.9億円)  
旧緑ヶ丘小学校解体工事費 (△0.8億円)、庁舎管理費 (△0.3億円)
- 款 3. 民生費 国民健康保険事業会計繰出金 (9.5億円)  
地域密着型サービス整備事業補助金 (△2.8億円)、臨時福祉給付金 (△2.1億円)
- 款 4. 衛生費 予防接種等委託料 (△1.0億円)、境川クリーンセンター施設解体工事費 (△0.8億円)  
ABC検査委託料 (△0.7億円)
- 款 7. 商工費 プレミアム付商品券発行事業補助金 (2.5億円)
- 款 8. 土木費 公園用地購入費 (△1.2億円)、生活道路改良工事費 (△0.8億円)  
地域コミュニティバス走行環境工事費 (△0.5億円)
- 款10. 教育費 小学校増改築事業費 (△1.1億円)、地域学校開放推進事業費 (△0.6億円)  
小中学校防音事業費 (△0.7億円)、小中学校屋外整備事業費 (△0.5億円)

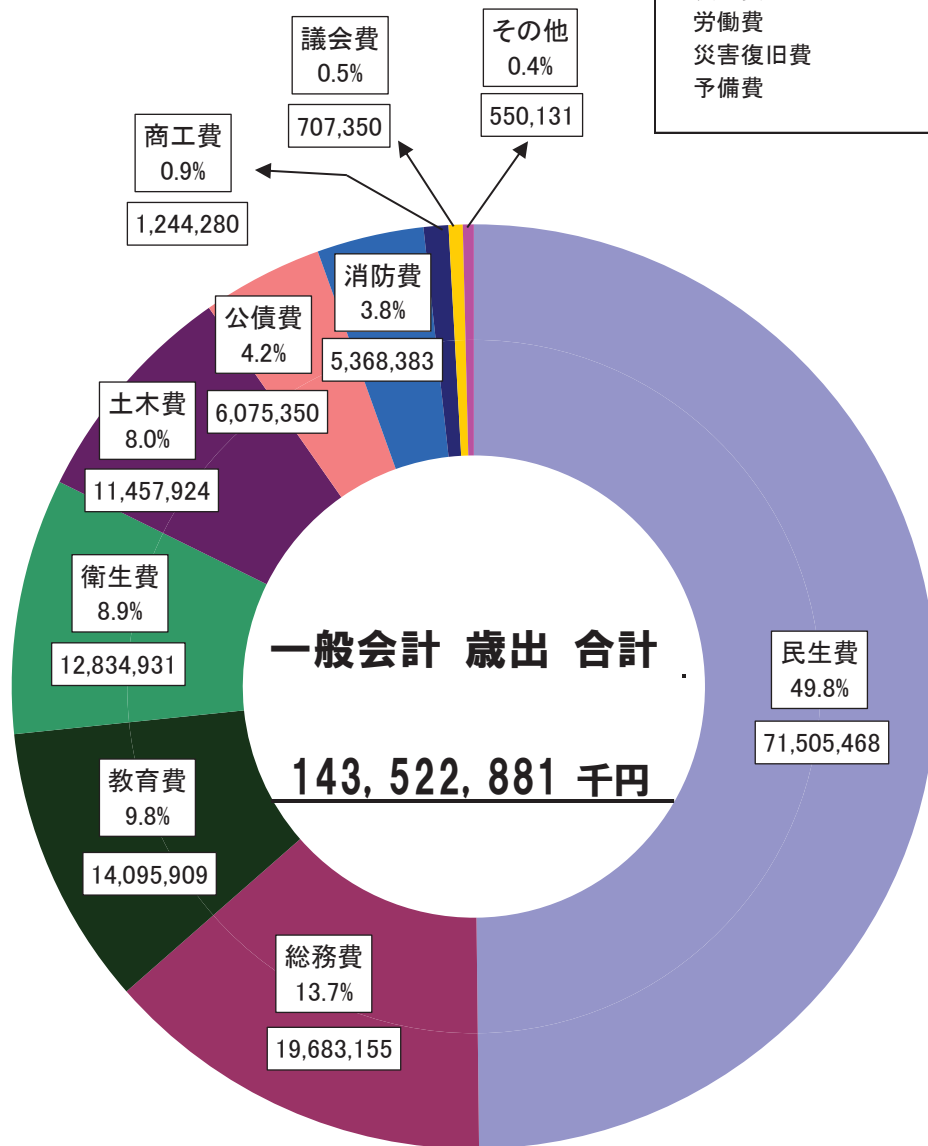
# 2014年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	410,664
労働費	39,459
災害復旧費	8
予備費	100,000





2014年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

区 分		補正前の額		補正額	計	
		千円	構成比 %		千円	構成比 %
義務的 経費	人件費	24,711,680	17.2	△ 150,746	24,560,934	17.1
	職員給与費	21,122,212	14.7	—	21,122,212	14.7
	特別職給与費等	3,589,468	2.5	△ 150,746	3,438,722	2.4
	扶助費	44,240,529	30.8	△ 149,966	44,090,563	30.7
	公債費	6,136,240	4.2	△ 60,891	6,075,349	4.3
	計	75,088,449	52.2	△ 361,603	74,726,846	52.1
投資的経費		13,091,153	9.1	△ 1,167,052	11,924,101	8.3
その他 経費	物件費	22,245,486	15.5	△ 606,927	21,638,559	15.1
	維持補修費	1,112,832	0.8	△ 1,429	1,111,403	0.8
	補助費等	13,179,086	9.2	26,213	13,205,299	9.2
	繰出金	15,879,471	11.0	969,981	16,849,452	11.7
	出資金・貸付金	9,201	0.0	△ 700	8,501	0.0
	積立金	3,067,815	2.1	890,905	3,958,720	2.7
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	55,593,891	38.7	1,278,043	56,871,934	39.6
歳出合計		143,773,493	100.0	△ 250,612	143,522,881	100.0

【概要】

3月補正予算の主なもの	
○人件費	非常勤職員等報酬（△1.3億円）
○扶助費	障がい児通所給付費（1.6億円）、臨時福祉給付金（△1.6億円） 児童手当（△1.5億円）
○投資的経費	地域密着型サービス整備事業補助金（△2.8億円） 公園用地購入費（△1.2億円）、小学校増改築事業費（△1.1億円）
○物件費	予防接種等委託料（△1.0億円）、その他物件費の減（△5.1億円）
○補助費等	プレミアム付商品券発行事業補助金（2.5億円） 障がい者日中活動系サービス推進事業補助金（△0.7億円） 被災農業者経営体育成支援事業補助金（△0.4億円）
○繰出金	国民健康保険事業会計繰出金（9.5億円）
○積立金	財政調整基金積立金（8.9億円）

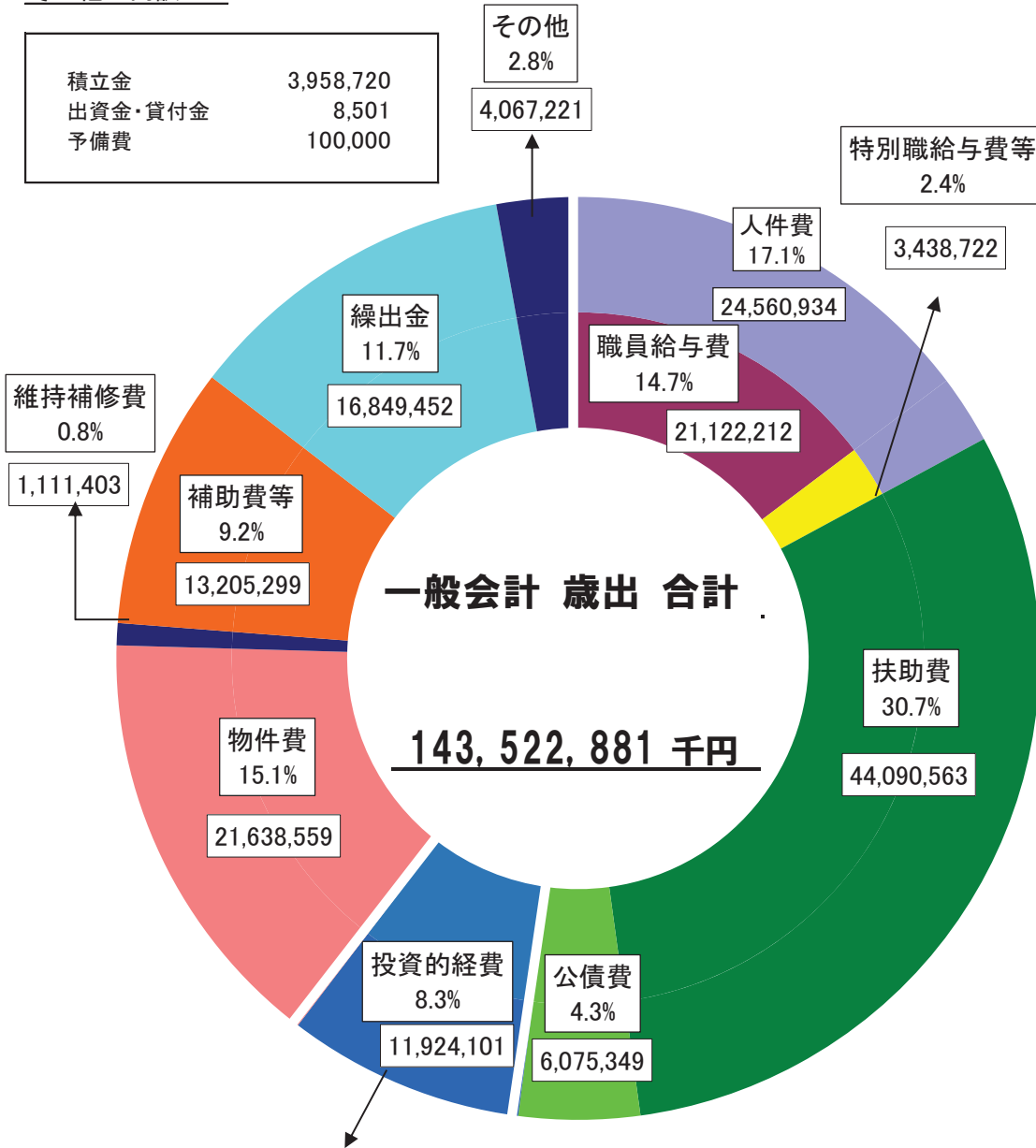
# 2014年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	3,958,720
出資金・貸付金	8,501
予備費	100,000



投資的経費 内訳

総務費	2,153,887	土木費	3,661,016
民生費	1,890,334	消防費	399,353
衛生費	787,883	教育費	2,985,047
農林費	28,810	災害復旧費	8
商工費	17,763		

平成27年度当初予算

# 1 予算の概要

## (1) 基本的な考え方

平成 27 (2015) 年度当初予算は、国の積極的な経済対策等により、景気の回復基調が見られる一方で、実体経済はまだまだ低迷が続いており、依然として厳しい財政状況が続く中での予算編成となりましたが、町田市基本計画である「まちだ未来づくりプラン」とその実行計画である「新 5 カ年計画」の 4 年目として、その進捗状況と今後の見通しを確認し、目標達成に向けた取り組みの着実な推進を目指すため、次の点を基本に編成しました。

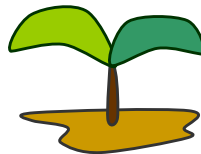
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた 5 つの「未来づくりプロジェクト」である《1 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト》、《2 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト》、《3 団地再生に向けたプロジェクト》、《4 みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト》、《5 基幹交通機能を強化するプロジェクト》を着実に推進します。
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた 4 つの「まちづくり基本目標」である《Ⅰ 将来を担う人が育つまちをつくる》、《Ⅱ 安心して生活できるまちをつくる》、《Ⅲ 賑わいのあるまちをつくる》、《Ⅳ 暮らしやすいまちをつくる》の実現を目指す施策を推進します。
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた 3 つの行政経営基本方針である《1 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む》、《2 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める》、《3 いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる》に基づいて事業の見直しを進め、着実に行政経営改革を推進します。

### まちだ未来づくりプラン

#### 5 つの「未来づくりプロジェクト」

- 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト
- 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト
- 団地再生に向けたプロジェクト
- みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト
- 基幹交通機能を強化するプロジェクト

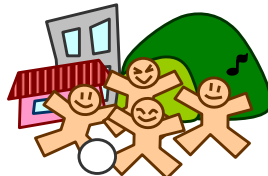
#### 4 つの「まちづくり基本目標」



将来を担う人が育つまちをつくる



安心して生活できるまちをつくる



賑わいのあるまちをつくる



暮らしやすいまちをつくる

#### 3 つの「行政経営基本方針」

- 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む
- 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める
- いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる

## (2) 予算規模

一般会計に特別会計をあわせた総予算額は、2,608億4,524万円で、対前年度比較で4.1%の増加となりました。

(単位:千円・%)

区 分	2015年度		2014年度		比 較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
一 般 会 計	142,830,301	54.8	139,955,564	55.9	2,874,737	2.1	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	52,081,267	20.0	45,196,528	18.0	6,884,739	15.2
	下 水 道 事 業 会 計	11,600,907	4.4	11,359,274	4.5	241,633	2.1
	介 護 保 険 事 業 会 計	29,081,417	11.1	27,354,992	10.9	1,726,425	6.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,337,847	3.6	8,812,812	3.5	525,035	6.0
	病 院 事 業 会 計	15,913,503	6.1	17,888,918	7.2	△ 1,975,415	△ 11.0
	収 益 的	14,577,458	5.6	15,739,386	6.3	△ 1,161,928	△ 7.4
	資 本 的	1,336,045	0.5	2,149,532	0.9	△ 813,487	△ 37.8
	小 計	118,014,941	45.2	110,612,524	44.1	7,402,417	6.7
	合 計	260,845,242	100.0	250,568,088	100.0	10,277,154	4.1

※2014年度の予算額及び構成比は、6月補正後の予算額です。

### ①一般会計予算規模

2015年度の一般会計予算規模は、1,428億3,030万円で、対前年度比較で2.1%の増加となりました。

これは、忠生市民センターの建替事業費などの減少があったものの、子ども・子育て支援新制度に伴う認定こども園や幼稚園、公立保育園への施設型給付事業費が13億8千万円増加したことに加え、鶴川第一小学校建替事業費が7億5千万円、特別会計への繰出金が8億6千万円、それぞれ増加したことなどによります。

#### 一般会計当初予算規模の推移

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
予算規模(百万円)	133,108	141,297	135,473	131,650	139,956	142,830
伸び率(%)	9.6	6.2	△4.1	△2.8	6.3	2.1

※2010年度及び2014年度は当初予算が骨格予算のため、6月補正後の予算額です。

## ② 特別会計予算規模

## 特別会計の主な増減要因

〔国民健康保険事業会計〕

保険財政共同安定化事業の制度改正に伴い 68 億 8 千万円の増

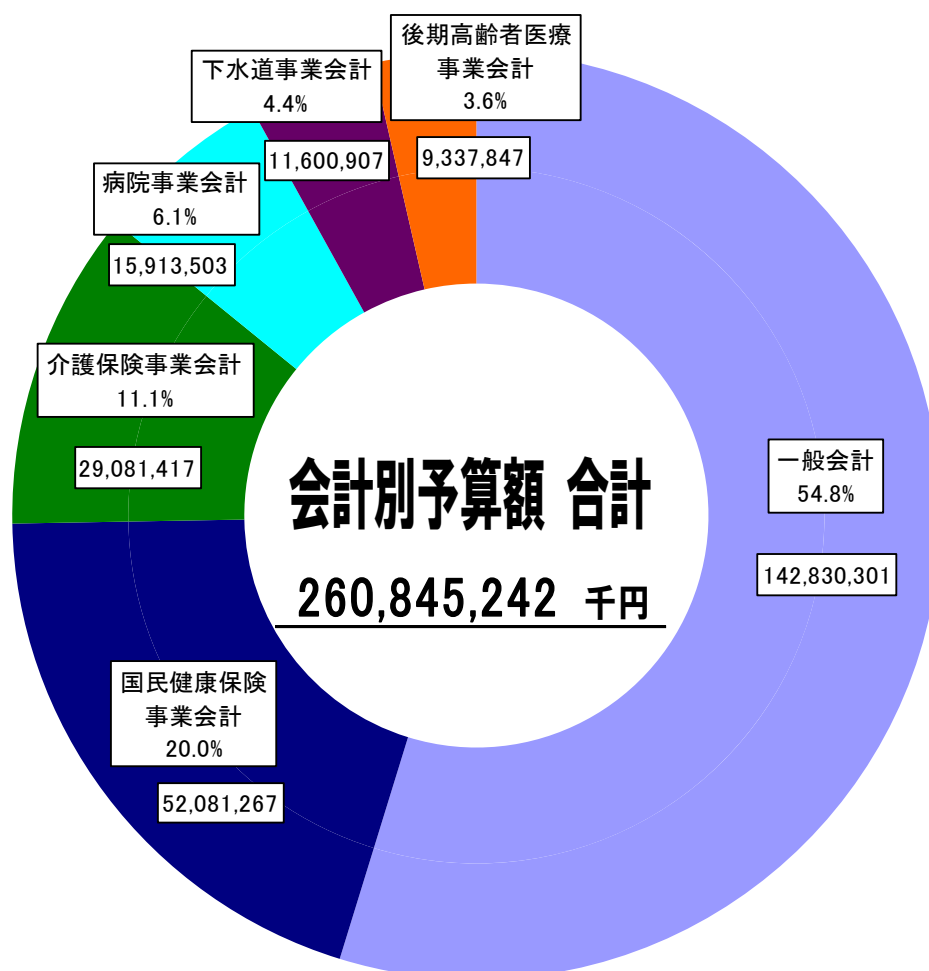
〔介護保険事業会計〕

保険給付費の伸びに伴い 17 億 3 千万円の増

〔後期高齢者医療事業会計〕

医療費の伸びに伴い 5 億 3 千万円の増

## 2015 年度 会計別予算構成



## 2 一般会計予算

### (1) 歳入

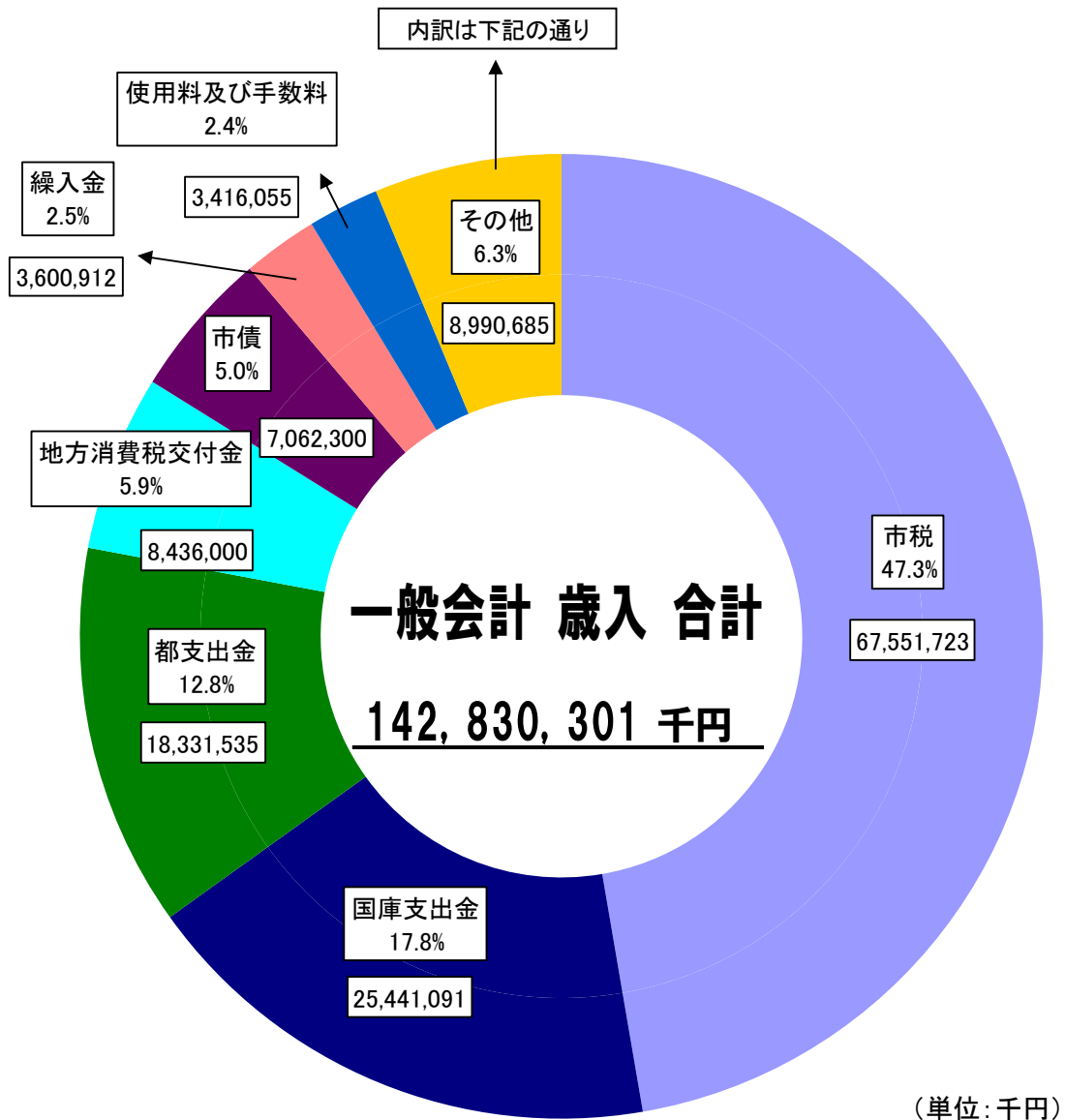
2015年度予算では、前年度からの地方消費税引き上げによる影響の平年度化に伴い地方消費税交付金の増を30億5千万円、地方交付税の減を12億6千万円と見込んでいます。また、子ども・子育て支援新制度等に伴う国庫支出金の増額を10億6千万円と見込んでいます。

(単位:千円・%)

款	2015年度		2014年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	67,551,723	47.3	67,600,388	48.3	△ 48,665	△ 0.1
2. 地 方 譲 与 税	632,001	0.4	690,001	0.5	△ 58,000	△ 8.4
3. 利 子 割 交 付 金	387,000	0.3	450,000	0.3	△ 63,000	△ 14.0
4. 配 当 割 交 付 金	786,000	0.6	472,000	0.3	314,000	66.5
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	485,000	0.3	387,000	0.3	98,000	25.3
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,436,000	5.9	5,387,000	3.8	3,049,000	56.6
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	35,000	0.0	5,000	14.3
8. 自動車取得税交付金	250,001	0.2	222,001	0.2	28,000	12.6
9. 地方特例交付金	420,000	0.3	391,000	0.3	29,000	7.4
10. 地 方 交 付 税	590,000	0.4	1,850,000	1.3	△ 1,260,000	△ 68.1
11. 交通安全対策特別交付金	61,000	0.0	65,000	0.0	△ 4,000	△ 6.2
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,423,175	1.0	1,448,616	1.0	△ 25,441	△ 1.8
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,416,055	2.4	2,746,086	2.0	669,969	24.4
14. 国 庫 支 出 金	25,441,091	17.8	24,378,009	17.4	1,063,082	4.4
15. 都 支 出 金	18,331,535	12.8	18,018,280	12.9	313,255	1.7
16. 財 産 収 入	1,500,507	1.1	678,470	0.5	822,037	121.2
17. 寄 附 金	50,046	0.0	2	0.0	50,044	2,502,200.0
18. 繰 入 金	3,600,912	2.5	4,836,738	3.5	△ 1,235,826	△ 25.6
19. 繰 越 金	1,000,000	0.7	1,000,000	0.7	0	0.0
20. 諸 収 入	1,365,955	1.0	1,505,073	1.1	△ 139,118	△ 9.2
21. 市 債	7,062,300	5.0	7,794,900	5.6	△ 732,600	△ 9.4
歳 入 合 計	142,830,301	100.0	139,955,564	100.0	2,874,737	2.1

※2014年度の予算額及び構成比は、6月補正後の予算額です。

## 2015 年度 一般会計歳入予算内訳

その他 内訳

財産収入	1,500,507	株式等譲渡所得割交付金	485,000
分担金及び負担金	1,423,175	地方特例交付金	420,000
諸収入	1,365,955	利子割交付金	387,000
繰越金	1,000,000	自動車取得税交付金	250,001
配当割交付金	786,000	交通安全対策特別交付金	61,000
地方譲与税	632,001	寄附金	50,046
地方交付税	590,000	ゴルフ場利用税交付金	40,000



主な歳入の増減要因

〔市税〕

地価の回復傾向に伴う固定資産税（土地）の増  
評価替えによる固定資産税（家屋）の減

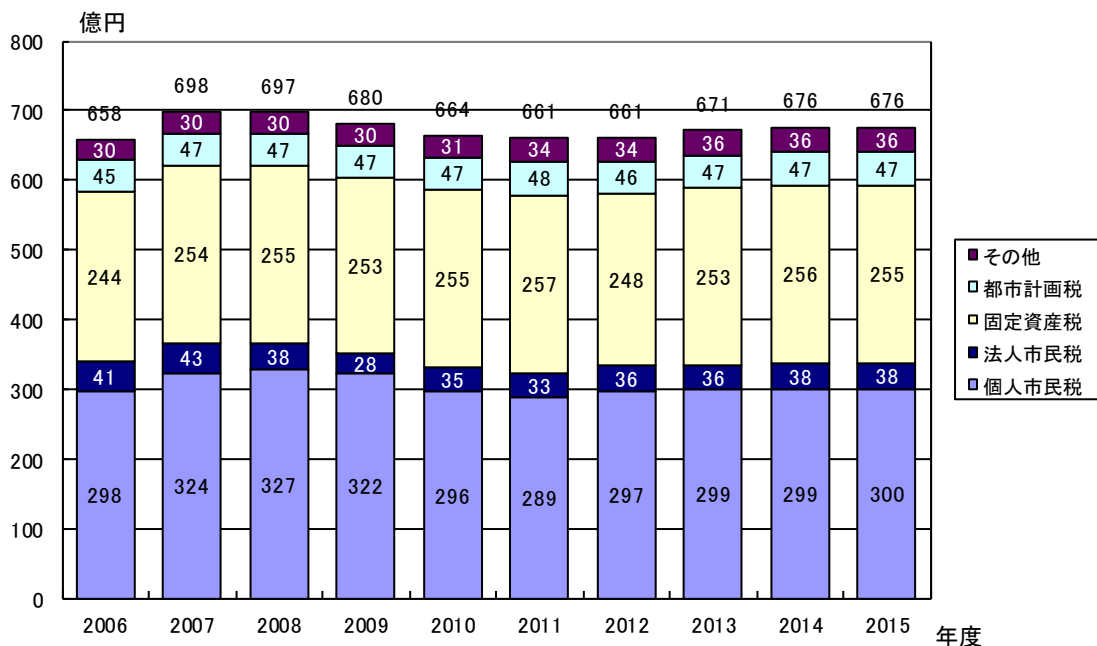
1.5 億円  
△2.2 億円

市税予算の内訳

(単位:千円・%)

区 分	2015年度	2014年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	33,742,045	33,683,951	58,094	0.2
個人	29,998,035	29,867,296	130,739	0.4
法人	3,744,010	3,816,655	△ 72,645	△ 1.9
固定資産税	25,514,937	25,647,797	△ 132,860	△ 0.5
土地(現年課税)	11,701,878	11,552,630	149,248	1.3
家屋(現年課税)	10,328,720	10,544,120	△ 215,400	△ 2.0
償却資産(現年課税)	2,680,674	2,679,284	1,390	0.1
その他	803,665	871,763	△ 68,098	△ 7.8
軽自動車税	312,914	301,676	11,238	3.7
市たばこ税	2,367,880	2,371,595	△ 3,715	△ 0.2
事業所税	879,233	858,617	20,616	2.4
都市計画税	4,728,771	4,731,889	△ 3,118	△ 0.1
その他	5,943	4,863	1,080	22.2
合 計	67,551,723	67,600,388	△ 48,665	△ 0.1

市税の推移



※2006～2013年度は決算額、2014年度は6月補正後の予算額、2015年度は当初予算額

## 〔地方消費税交付金〕

2014年度の地方消費税率の引き上げによる影響の平年度化に伴う

地方消費税交付金の増<sup>※</sup> 30.5億円

※地方消費税率の引き上げに伴う増収分については、  
国民健康保険、介護保険及び児童福祉費など社会保障関係経費の財源としています。

## 〔地方交付税〕

地方消費税交付金の増などに伴う普通交付税の減 △12.6億円

## 〔使用料及び手数料〕

事業系一般廃棄物処理手数料の改定に伴う増 2.9億円

公立保育園の施設型給付費（個人給付相当額）の増に伴う

市立保育園保育料の増 2.4億円

## 〔国庫支出金〕

鶴川第一小学校の建替事業費の増などに伴う

学校施設環境改善交付金の増 5.8億円

子ども・子育て支援新制度移行に伴う

子ども・子育て支援交付金（新制度）の皆増 2.8億円

社会保障・税番号制度に伴う個人番号カード交付事業費補助金の増 1.5億円

## 〔都支出金〕

子ども・子育て支援新制度移行に伴う

施設型給付費及び子ども・子育て支援交付金（新制度）の皆増 8.3億円

準幹線道路新設改良事業費の増に伴う道路橋梁費補助金の増 2.2億円

児童保育費補助金など（旧制度）の減 △7.1億円

## 〔財産収入〕

水道事務所の土地及び建物売払収入の増 6.2億円

## 〔繰入金〕

公共施設整備等基金繰入金の皆減 △6.3億円

財政調整基金繰入金の減 △6.5億円

## 〔市債〕

臨時財政対策債の減 △17.0億円

忠生市民センター等の地域センター建替事業債の減 △4.9億円

鶴川第一小学校の建替事業費の増などに伴う

学校施設整備事業債の増 12.4億円

保育所整備事業債の増 2.9億円

## (2) 歳出

## ①目的別歳出の状況

(単位:千円・%)

款	2015年度 予算額 (構成比)	2014年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2015年度予算額の財源内訳					一般財源 (構成比)
				特定財源				国庫支出金	
				都支出金	地方債	その他	国庫支出金		
1. 議会費	737,916 (0.5%)	712,320 (0.5%)	25,596 (3.6%)	411	205	—	16	737,284 (0.8%)	
2. 総務費	15,466,795 (10.8%)	16,262,783 (11.6%)	△ 795,988 (△4.9%)	311,845	1,062,705	644,600	528,197	12,919,448 (14.9%)	
3. 民生費	73,915,014 (51.8%)	70,537,562 <sup>*</sup> (50.3%)	3,377,452 (4.8%)	22,696,275	13,037,663	941,500	2,585,679	34,653,897 (39.9%)	
4. 衛生費	13,178,643 (9.2%)	12,816,538 <sup>*</sup> (9.2%)	362,105 (2.8%)	192,373	901,133	230,700	2,685,488	9,168,949 (10.7%)	
5. 労働費	39,026 (0.0%)	42,959 (0.0%)	△ 3,933 (△9.2%)	—	—	—	—	39,026 (0.0%)	
6. 農林費	339,794 (0.2%)	459,546 (0.3%)	△ 119,752 (△26.1%)	—	23,621	—	3,545	312,628 (0.4%)	
7. 商工費	883,964 (0.6%)	957,215 (0.7%)	△ 73,251 (△7.7%)	—	41,540	—	173,664	668,760 (0.8%)	
8. 土木費	11,864,860 (8.3%)	12,020,546 (8.6%)	△ 155,686 (△1.3%)	725,064	1,224,875	1,282,100	894,151	7,738,670 (8.9%)	
9. 消防費	5,239,434 (3.7%)	5,280,389 (3.8%)	△ 40,955 (△0.8%)	161,171	1,082,000	195,000	150	3,801,113 (4.4%)	
10. 教育費	14,942,276 (10.5%)	14,629,457 (10.5%)	312,819 (2.1%)	1,272,993	945,504	2,068,400	122,371	10,533,008 (12.1%)	
11. 災害復旧費	8 (0.0%)	8 (0.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	8 (0.0%)	
12. 公債費	6,122,571 (4.3%)	6,136,241 (4.4%)	△ 13,670 (△0.2%)	—	—	—	4,563	6,118,008 (7.0%)	
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000 (0.1%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	100,000 (0.1%)	
歳出合計	142,830,301 (100.0%)	139,955,564 (100.0%)	2,874,737 (2.1%)	25,360,132	18,319,246	5,362,300	6,997,824	86,790,799 (100.0%)	

※2014年度予算額については、予算科目の組替を行い、一部変更しました。

## 主な目的別歳出の増減要因

## 〔総務費〕

忠生市民センター建替事業費の減	△8.8億円
旧緑ヶ丘小学校解体事業費の減	△2.6億円
鶴川市民センター改修事業費の増	3.0億円

## 〔民生費〕

幼稚園、認定こども園及び公立保育園の 施設型給付事業費の増	13.8 億円
保育所入所児童数増加等に伴う児童保育委託料の増	8.0 億円
民間保育所整備事業費の増	3.0 億円
一般被保険者の保険給付費の伸びに伴う 国民健康保険事業会計繰出金の増	5.2 億円

## 〔衛生費〕

清掃工場整備事業費の増	1.9 億円
循環型施設整備事業費の増	1.0 億円

## 〔農林費〕

農業経営支援事業費（雪害復旧分）の減	△0.9 億円
--------------------	---------

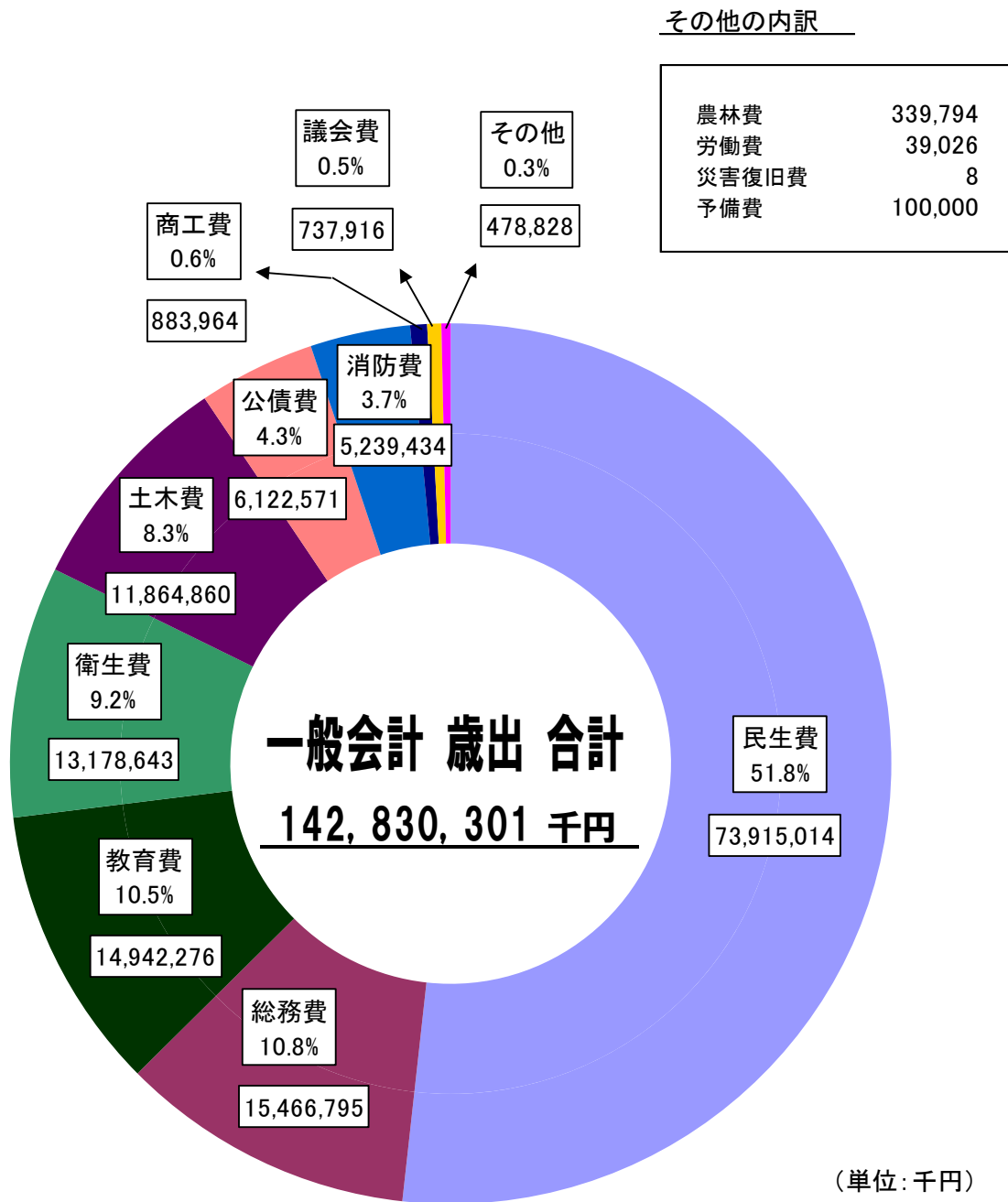
## 〔土木費〕

都市計画道路築造事業費（5 路線）の減	△6.6 億円
下水道事業会計繰出金の減	△2.2 億円
交差点改良事業費の皆減	△2.0 億円
準幹線道路新設改良事業費の増	6.0 億円
耐震改修促進事業費の増	3.6 億円

## 〔教育費〕

鶴川第一小学校建替事業費の増	7.5 億円
小・中学校防災機能強化事業費の増	5.3 億円
小・中学校トイレ改修事業費の増	4.2 億円
市民ホール改修事業費の皆減	△5.7 億円
小・中学校施設防音事業費の減	△3.3 億円
忠生図書館整備事業費の減	△2.1 億円
小・中学校ネットワーク機器更改事業費の減	△1.2 億円

2015 年度 一般会計歳出予算 目的別内訳



## ②性質別歳出の状況

(単位:千円・%)

区 分		2015 年度		2014 年度		比 較	
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
義 務 的 経 費	人 件 費	24,803,045	17.4	24,580,139	17.6	222,906	0.9
	職 員 給 与 費	21,135,727	14.8	20,999,775	15.0	135,952	0.6
	特 別 職 給 与 費 等	3,667,318	2.6	3,580,364	2.6	86,954	2.4
	扶 助 費	46,934,226	32.8	44,435,255	31.6	2,498,971	5.6
	公 債 費	6,122,570	4.3	6,136,240	4.3	△ 13,670	△ 0.2
	計	77,859,841	54.5	75,151,634	53.5	2,708,207	3.6
投 資 的 経 費		13,704,486	9.6	12,694,817	9.1	1,009,669	8.0
そ の 他 経 費	物 件 費	20,744,217	14.5	21,872,917	15.7	△ 1,128,700	△ 5.2
	維 持 補 修 費	802,117	0.6	1,112,832	0.8	△ 310,715	△ 27.9
	補 助 費 等	11,712,671	8.2	12,060,861	8.7	△ 348,190	△ 2.9
	繰 出 金	17,435,794	12.2	16,572,260	11.8	863,534	5.2
	出 資 金 ・ 貸 付 金	9,001	0.0	9,201	0.0	△ 200	△ 2.2
	積 立 金	462,174	0.3	381,042	0.3	81,132	21.3
	予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	51,265,974	35.9	52,109,113	37.4	△ 843,139	△ 1.6
歳 出 合 計		142,830,301	100.0	139,955,564	100.0	2,874,737	2.1

※2014年度の予算額及び構成比は、6月補正後の予算額です。

## 主な性質別歳出の増減要因

## 〔扶助費〕

幼稚園、認定こども園及び公立保育園の

施設型給付事業費の増

13.8 億円

保育所入所児童数増加等に伴う児童保育委託料の増

8.0 億円

## 〔投資的経費〕

鶴川第一小学校建替事業費の増

7.5 億円

準幹線道路新設改良事業費の増

6.0 億円

民間保育所整備事業費の増

5.3 億円

小・中学校防災機能強化事業費の増

5.3 億円

小・中学校トイレ改修事業費の増

4.2 億円

忠生市民センター建替事業費の減

△8.8 億円

市民ホール改修事業費の皆減

△5.7 億円

## 〔物件費〕

小・中学校ネットワーク機器更改事業費の減

△1.2 億円

庁舎管理事務費の減

△0.8 億円

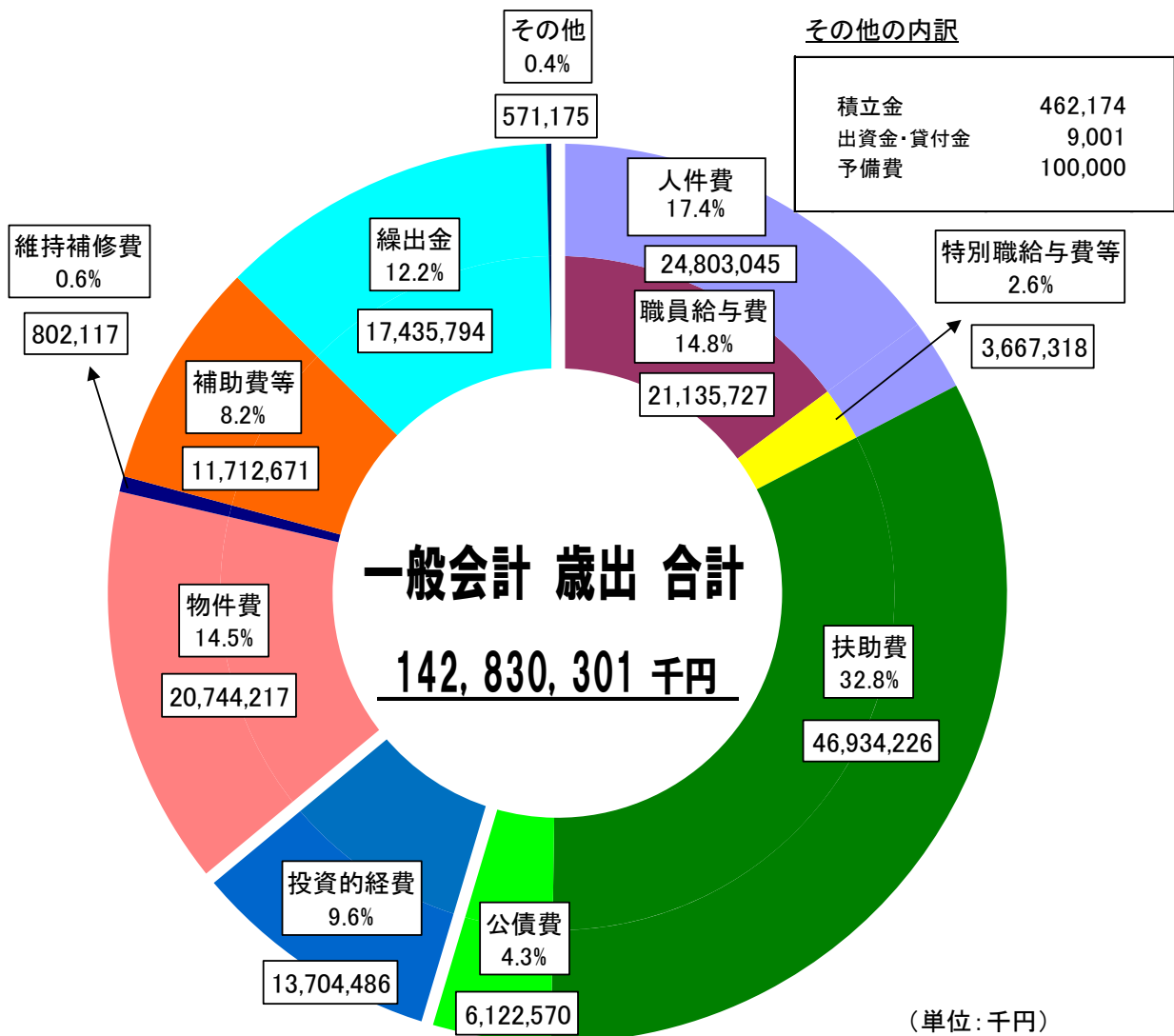
〔補助費等〕

私立幼稚園等園児保護者補助事業費の減	△1.7 億円
農業経営支援事業費（雪害復旧分）の減	△0.9 億円

〔繰出金〕

一般被保険者の保険給付費の伸びに伴う 国民健康保険事業会計繰出金の増	5.2 億円
保険給付費の伸びに伴う 介護保険事業会計繰出金の増	3.1 億円

2015 年度 一般会計歳出予算 性質別内訳



### (3) 積立金(基金)・市債

#### ①積立金(基金)の状況

財政調整基金現在高は、2014年度3月補正後時点で53億8,009万円です。2015年度当初予算では30億4,568万円を取り崩し、現時点での2015年度末現在高見込額は23億3,479万円となります。

区 分	2013年度末 現在高	2014年度末 現在高	2015年度中増減見込み		2015年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立見込額	当該年度中 取崩・繰戻 見込額	
財政調整基金	千円 6,388,153	千円 5,380,089	千円 375	千円 3,045,678	千円 2,334,786
公共施設整備等基金	1,127,497	1,005,095	15,384	0	1,020,479
緑地保全基金	1,996,616	1,897,531	429	45,617	1,852,343
福祉基金	105,982	81,713	20	17,599	64,134
職員退職手当基金	100,000	100,000	0	100,000	0
介護保険給付費 準備基金	1,320,101	1,048,468	227	100,000	948,695
廃棄物減量再資源化等 推進整備基金	1,397,434	1,519,661	445,966	392,016	1,573,611
合 計	12,435,783	11,032,557	462,401	3,700,910	7,794,048

※2013年度末現在高は、出納閉鎖時(2014年5月31日現在)の現在高です。

※2014年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

#### ②市債の状況

一般会計の2015年度起債見込額は70億6,230万円となり、2015年度末の市債元金残高見込額は751億9,363万円になります。

区 分	2013年度末 現在高	2014年度末 現在高見込額	2015年度中増減見込み		2015年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計	千円 71,394,488	千円 73,396,468	千円 7,062,300	千円 5,265,138	千円 75,193,630
下水道事業会計	51,360,385	49,989,819	2,693,100	2,722,699	49,960,220
病院事業会計	13,954,102	13,319,269	0	647,321	12,671,948
合 計	136,708,975	136,705,556	9,755,400	8,635,158	137,825,798



## 3 未来づくりプロジェクト

「未来づくりプロジェクト」は、町田市の都市の魅力を高めるため、町田市が持つ強みと、市民生活をより充実させるための要素を結び、10年を超える長期的な視点に立って進める取り組みです。町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の推進において先導的な役割を果たす5つのプロジェクトで構成されています。

### 5つのプロジェクト

#### ① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

地域自らが、地域の特性を活かしたまちづくりに主体的に取り組める地域社会づくりを進めます。

#### ② 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

ゆとりの空間確保や新たな賑わい創出など、町田駅周辺の魅力を向上させる取り組みを進めます。

#### ③ 団地再生に向けたプロジェクト

団地を町田市の資産と捉え、その魅力をさらに高めていくための取り組みを進めます。

#### ④ みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

薬師池公園をはじめ主要な公園の充実や農地の保全など、みどりの魅力を高める取り組みを進めます。

#### ⑤ 基幹交通機能を強化するプロジェクト

新たな交通システムの構築、バスの利便性向上など、基幹交通機能を強化する取り組みを進めます。

5つのプロジェクトを実現するため、関係各課で構成する「未来づくりプロジェクト推進チーム」を2012年度に立ち上げ、それぞれの課題について検討を進めてきました。

2015年度は、組織横断的な検討を継続するとともに、具体的な事業の推進を図ります。

2015年度の各プロジェクトの主な事業及び事業費は以下をご覧ください。また、事業内容は詳細ページをご覧ください。

### ～2015年度の主なプロジェクト事業～

#### ① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

**事業費合計**  
3億7,516万円

多様な地域の担い手が、地域の現状や課題について話し合い、地域の魅力向上のために連携して事業に取り組む仕組みである「地区協議会」への支援を進めます。また、地域活動や交流をより活発にし、情報共有を図る場としての地域の活動拠点づくりに取り組みます。

主な事業	事業費	担当部	詳細ページ
市民協働・地区協議会支援事業	890万円	市民部	—
忠生市民センター建替事業	7,745万円	市民部	44
成瀬コミュニティセンター建替事業	2億1,359万円	市民部	45
玉川学園コミュニティセンター建替・ 玉川学園前駅周辺整備事業	7,522万円	市民部 建設部	46

## ②町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

事業費合計  
1億 6,964万円

中心市街地整備計画を策定するとともに、商業地域の賑わいや魅力的な歩行空間の創出を実現するための土地利用制度の導入を検討します。また、文化芸術ホールの検討や、芹ヶ谷公園の再整備を進め、新たな賑わいの創出を目指します。

主な事業	事業費	担当部	詳細ページ
中心市街地整備事業	2,481万円	都市づくり部	55
芹ヶ谷公園整備事業・ (仮称)国際工芸美術館整備事業	7,596万円	都市づくり部 文化スポーツ振興部	56
文化芸術ホール整備事業	499万円	文化スポーツ振興部	60
にぎわい空間創出推進事業	6,388万円	経済観光部	59

## ③団地再生に向けたプロジェクト

事業費合計  
980万円

団地の特性に応じた「団地再生」について検討し、団地を中心とするまちの活性化を目指します。また、私立学校を誘致するなど、団地周辺地域の活性化を図ります。

主な事業	事業費	担当部	詳細ページ
団地再生推進事業	980万円	都市づくり部	73

## ④みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

事業費合計  
9億 8,407万円

町田薬師池公園四季彩の杜としての魅力向上させるため、西園、北園の整備を進めます。また、薬師池のかいぼり、底泥浚渫を行い、水質改善を図ります。

主な事業	事業費	担当部	詳細ページ
町田薬師池公園四季彩の杜整備事業	8億 6,236万円	都市づくり部	54
北部丘陵整備事業	4,575万円	経済観光部	74
芹ヶ谷公園整備事業・ (仮称)国際工芸美術館整備事業(再掲)	7,596万円	都市づくり部 文化スポーツ振興部	56

## ⑤基幹交通機能を強化するプロジェクト

事業費合計  
8,154万円

乗り継ぎ拠点の整備に向けた検討など、バスの利便性向上のための取り組みを進めます。また、多摩都市モノレール延伸や、小田急多摩線延伸に向け、調査検討や関係機関への働きかけを行います。

主な事業	事業費	担当部	詳細ページ
路線バス利用促進事業	2,032万円	都市づくり部	—
多摩都市モノレール延伸促進事業	5,122万円	都市づくり部	51
小田急多摩線延伸促進事業	1,000万円	都市づくり部	52

## 4 2015年度予算の主な事業

新5カ年計画の重点事業及び主要事業(※)を中心に分野ごとにまとめています。

※主要事業:「新5カ年計画」策定後の社会情勢の変化などに対応するための事業(☆:重点事業及び主要事業)

### 子育て支援・子育て環境の充実

#### ☆子ども・子育て支援新制度 135億3,561万円 (22ページ)

幼児期の教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、保育所の待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

#### ☆待機児童解消対策事業 4億6,380万円 (23ページ)

民間保育所や認定こども園の整備支援等により定員増を図ります。

#### ☆(仮称)町田地区子どもセンター整備事業 4億6,764万円 (24ページ)

2016年度の(仮称)町田地区子どもセンター開館に向け、整備を進めます。

#### ☆学童保育クラブ整備事業 7,078万円 (25ページ)

金森第二学童保育クラブ、鶴間ひまわり学童保育クラブの増築等により、保育環境を改善します。

#### ☆冒険遊び場補助事業 883万円 (26ページ)

市民・地域・行政のパートナーシップにより、常設の冒険遊び場を新たに設置します。

#### 幼稚園長時間預かり保育事業 1,865万円 (27ページ)

幼稚園に通う児童のために、長時間の預かり保育を実施する幼稚園に補助金を交付します。

### オリンピック・パラリンピックキャンプ地等招致に向けた取り組み

#### ☆オリンピック・パラリンピックキャンプ地等招致事業 402万円 (28ページ)

子どもたちに夢や希望を与えるとともに、市のブランド力の向上等を目指します。

#### ☆野津田公園整備事業 2,382万円 (29ページ)

第二次野津田公園整備基本計画に基づき、拡張区域(多目的グラウンド等)の都市計画決定をします。

#### ☆小野路球場夜間照明施設整備事業 2,925万円 (30ページ)

スポーツを「する」機会と「観る」機会を提供するために、夜間照明整備に向けた設計を行います。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

## 災害対策の充実

### ☆防災・災害対策事業 3億2,237万円 (31ページ)

#### ・防災行政無線デジタル化事業

既存の防災行政無線を順次デジタル化するとともに子局の増設などを行い、2013年から2017年の5カ年で防災行政無線の再構築を進めます。

#### ・自主防災組織への支援

スタンドパイプ購入補助金で自主防災組織を支援します。

#### ・防災情報設備の充実

消防団に消防救急デジタル無線受令機を配備します。

#### 《参考》

#### ・境川における調節池整備（東京都事業）

東京都は境川の治水対策として、西田スポーツ広場（金森6丁目市有地）の地下部分に調節池を整備する準備を進めています。町田市も東京都に協力し、早期完成を目指します。

### ☆緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 5億293万円 (32ページ)

「緊急輸送道路」の沿道建築物の耐震化を促進します。

### ☆住宅耐震促進事業 4,381万円 (33ページ)

木造住宅や分譲マンションの耐震診断等を支援し、住宅の耐震化を促進します。

### ☆污水管渠地震対策事業 3億1,430万円 (34ページ)

污水管の耐震化、避難施設にマンホールトイレシステムを整備します。

### ☆雨水管渠整備事業 5億1,220万円 (35ページ)

浸水被害を軽減するため、雨水管を整備します。

### 市民病院自家発電設備更新事業

#### （病院事業会計）

**3億9,087万円 (36ページ)**

災害拠点病院の機能充実として、大災害発生時においても、病院内で使用する医療機器の電力を賄うことができる自家発電設備に更新します。

### ☆小・中学校防災機能強化事業 6億2,590万円 (37ページ)

小学校体育館及び中学校プールの非構造部材耐震補強工事を実施します。



※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

### 小・中学校の環境改善

- ☆**鶴川第一小学校改築事業** **19億2,497万円** (38ページ)  
鶴川第一小学校改築の校舎棟改築工事(2年度目)を実施します。
- ☆**小・中学校トイレ改修事業** **4億3,413万円** (40ページ)  
使いやすく、明るい、安心できる空間にするため、小学校3校のトイレ改修工事を実施します。
- ☆**小・中学校防災機能強化事業(再掲)** **6億2,590万円** (37ページ)  
小学校体育館及び中学校プールの非構造部材耐震補強工事を実施します。
- ☆**小・中学校施設防音事業** **6億9,866万円** (41ページ)  
航空機騒音による影響を防止・軽減するため、小・中学校の防音工事を実施します。
- ☆**小学校通学路防犯カメラ整備事業** **2,438万円** (42ページ)  
児童・生徒が安全に通学できるようにするため、小学校の通学路に防犯カメラを整備します。
- 小学校図書室空調設置事業** **390万円** (43ページ)  
静かな読書空間を作るため、小学校3校の図書室に空調を設置します。これにより、全ての小・中学校における図書室の空調設置が完了します。



### 地域センターの整備

- ☆**忠生市民センター建替事業** **7,745万円** (44ページ)  
乳幼児健診施設が4月、忠生図書館が5月にオープンします。
- ☆**成瀬コミュニティセンター建替事業** **2億1,359万円** (45ページ)  
成瀬コミュニティセンターを建替え・改修します。
- ☆**玉川学園コミュニティセンター建替・玉川学園前駅周辺整備事業** **7,522万円** (46ページ)  
玉川学園コミュニティセンターのあり方を地域住民とともに検討し、建替えを進めます。また、玉川学園前駅とコミュニティセンターを結ぶデッキの検討を行います。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

## みんなが支え合うまちづくり

### ☆重度障がい者通所施設整備事業 3億2,882万円 (47ページ)

医療的ケアを必要とする重度障がい者が子どもから大人まで一貫して通所できる、多機能型施設を整備します。

### 臨時福祉給付金給付事業 5億946万円 (48ページ)

消費税増税に伴う低所得者の負担緩和等を目的として、臨時福祉給付金を支給します。

### 子育て世帯臨時特例給付金給付事業 2億4,736万円 (49ページ)

消費税増税に伴う子育て世帯の負担緩和等を目的として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

### 第6期町田市介護保険事業計画 (50ページ)

「地域包括ケアシステム」の推進を目的とする第6期町田市介護保険事業計画(2015～2017年度)を策定します。

## 鉄道延伸に向けた取り組み

### ☆多摩都市モノレール延伸促進事業 5,122万円 (51ページ)

多摩都市モノレールの延伸を検討します。また、導入路線及びそれに接道する都市計画道路の測量・設計等を行います。

### ☆小田急多摩線延伸促進事業 1,000万円 (52ページ)

小田急多摩線の延伸を検討します。

### 小山田周辺まちづくり事業 540万円 (53ページ)

鉄道延伸に伴う新駅構想、忠生579・630号線の道路整備等を踏まえ、小山田周辺まちづくり構想を策定します。



※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

## 賑わいのあるまちづくり

- ☆**町田薬師池公園四季彩の杜整備事業** **8億6,236万円** (54ページ)  
薬師池の水質浄化を図るため、かいぼり等を行い、また、薬師池公園四季彩の杜を整備するため用地買収等を進めます。
- ☆**中心市街地整備事業** **2,481万円** (55ページ)  
中心市街地の魅力を向上させるため、中心市街地整備計画を策定するとともに、土地利用制度の導入を検討します。
- ☆**芹ヶ谷公園整備事業・**  
**(仮称)国際工芸美術館整備事業** **7,596万円** (56ページ)  
芹ヶ谷公園再整備のための基本計画を策定します。また、芹ヶ谷公園内に(仮称)国際工芸美術館を整備するため、基本設計を行います。
- ☆**高ヶ坂縄文時代遺跡公園整備事業** **1,147万円** (57ページ)  
高ヶ坂縄文時代遺跡公園を整備するための実施設計等を行います。
- ☆**地域学校開放推進事業** **7,253万円** (58ページ)  
地域スポーツクラブの拠点となるクラブハウスを整備します。
- ☆**にぎわい空間創出推進事業(町田シバヒロ)** **6,388万円** (59ページ)  
市庁舎跡地を芝生広場として活用し、イベント開催や一般開放をすることで、新たなにぎわいの創出を図ります。
- ☆**文化芸術ホール整備事業** **499万円** (60ページ)  
文化芸術ホールについて、基本構想検討委員会を開催します。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

## 暮らしやすいまちづくり

- ☆**循環型施設整備事業** **4億5,944万円** (61ページ)  
 循環型社会の形成に向け、ごみの資源化施設の整備を進めます。
- ☆**都市計画道路整備事業** **11億3,982万円** (64ページ)  
 都市計画道路や相原駅西口の駅前広場を整備します。
- ☆**南町田駅周辺地区拠点整備事業・**  
**南町田駅南北自由通路整備事業** **9,976万円** (66ページ)  
 南町田駅周辺の拠点づくりに向けて、実施計画を策定するとともに、自由通路の設計を行います。
- ☆**忠生579号線・忠生630号線新設改良事業** **7億5,159万円** (68ページ)  
 円滑な通行のため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路を整備します。
- 多摩境駅周辺エレベーター設置事業** **900万円** (69ページ)  
 誰もが円滑に移動できるように、多摩境駅のエレベーター設置へ向けた設計を行います。
- 社会保障・税番号制度事業** **3億5,853万円** (70ページ)  
 市民の利便性の向上を図るため、個人番号を通知し、希望の方には個人番号カードを交付するとともに、お問い合わせに対応するコールセンターを開設します。また、社会保障・税番号制度事業に対応するため、システムを改修します。
- ☆**鶴川駅周辺街づくり事業** **689万円** (72ページ)  
 鶴川駅周辺の魅力を向上させるため、鶴川駅前広場や周辺の土地利用など具体的な整備内容の検討を進めます。
- ☆**団地再生推進事業** **980万円** (73ページ)  
 鶴川団地について、具体的なアクションプランを実施し、鶴川団地における再生方針を策定します。
- ☆**北部丘陵整備事業** **4,575万円** (74ページ)  
 北部丘陵の価値・魅力を活かしたまちづくりを進めます。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。



議案概要

議案名	第13号議案 町田市行政手続条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 行政手続法の改正に伴い、関連する規定を整備する必要があるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政指導に携わる者が許認可等の権限を行使し得る旨を示して行う行政指導の方式に関する規定を加えます。</li><li>○ 行政指導の中止等の求めに関する規定を加えます。</li><li>○ 処分等の求めに関する規定を加えます。</li><li>○ 町田市国民健康保険条例及び町田市市税条例において、町田市行政手続条例の条項を引用している部分を改めます。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）</li></ul>			
問い合わせ先	総務部 法制課	電話	724-2506

## 議案概要

議案名	第14号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例（2本）を一括して整理するため、所要の制定をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例 改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項において特別職である教育長の職務専念義務が規定されたため、条例の題名を「町田市教育委員会教育長の給与等に関する条例」に改めるとともに、教育長の勤務時間等に係る規定を定めます（ただし、現教育長の在職期間における取り扱いについては経過措置を定めます。）。			
○ スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の条番号が第23条に改められたため、同法を引用している本則の規定を改めます。			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）			
問い合わせ先	総務部 職員課 総務部 総務課	電話	724-2199 724-2104

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第15号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正並びに町田市保健所運営協議会及び町田市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置に伴い、教育委員会委員の報酬額を改正し、また、保健所運営協議会及びいじめ問題対策委員会の報酬額を定める必要があるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会委員の報酬額（改正）                      委員長の報酬額を削除します。</li> <li>○ 保健所運営協議会の報酬額（新設）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・会 長 日額 25,500 円</li> <li>・学識経験者 日額 21,700 円</li> <li>・保健医療関係団体の代表 日額 21,700 円</li> <li>・その他委員 日額 10,000 円</li> </ul> </li> <li>○ 教育委員会いじめ問題対策委員会の報酬額（新設）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・会 長 日額 25,500 円</li> <li>・学識経験者 日額 21,700 円</li> <li>・その他委員 日額 10,000 円</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）</li> <li>○ 町田市保健所条例の一部を改正する条例（平成27年第1回定例会上程）</li> <li>○ 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例（平成27年第1回定例会上程）</li> </ul>			
<p>問い合わせ先</p>	<p>総務部 職員課</p>	<p>電話</p>	<p>724-2199</p>

議案概要

議案名	第16号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 職員の仕事と子育てとの両立を支援する観点から、子どもの看護休暇の看護の対象となる子の年齢を引上げるために、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 看護の対象となる子の年齢を改正します。 改正後：中学校就学の始期に達するまでの子 現 行：9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>			
問い合わせ先	総務部 職員課	電話	724-2199

## 議案概要

議案名	第17号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 建築基準法、農地法等の改正に伴い、関連する手数料の規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 建築基準法の改正に伴い、以下の規定を改正します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 構造計算適合性判定制度の見直しにより、構造計算適合性判定手数料の規定を削除し、関連する項目（建築確認手数料、長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等）の規定を整備します。</li><li>・ 仮使用認定事務の創設により、仮使用認定申請手数料の規定を整備します。</li><li>・ 移転の規定の見直しにより、建築物の移転の認定申請手数料の規定を整備します。</li></ul></li><li>○ 住宅性能表示制度の改正に伴い、以下の規定を改正します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設計住宅性能評価書の添付による長期優良住宅建築等計画に関する認定申請が可能になったことにより、長期優良住宅建築等計画に関する認定申請の規定を整備します。</li></ul></li><li>○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴い、以下の規定を改正します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ マンションの容積率の特例許可の創設により、マンションの容積率の特例許可申請手数料の規定を整備します。</li></ul></li><li>○ 農地法の改正に伴い、以下の規定を改正します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地台帳と地図の作成・電子化および公表が義務付けられたことにより、農地法に基づく許可申請、届出に関する証明手数料、調査を要する農地の証明手数料、農地台帳閲覧手数料、農地台帳記録事項要約書交付手数料の規定を整備します。</li></ul></li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 建築基準法の一部を改正する法律（平成27年6月1日施行予定）</li><li>○ 住宅性能表示制度の改正に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務実施体制整備等について（技術的助言）（平成26年8月20日付国土交通省住宅局住宅生産課長通知）</li><li>○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年12月24日施行）</li><li>○ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成26年4月1日施行）</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 構造計算適合性判定制度の見直しにより、建築主が都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接判定依頼を行うこととなり、建築主事に対して手数料の支払いが不要になります。</li></ul>			
問い合わせ先	財務部 財政課	電話	724-2149

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第18号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 第3次地方分権一括法の制定による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 地域包括支援センターの運営に係る基本方針及び人員の基準を定めます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 介護保険法第115条の46第5項</p> <p><b>【経緯】</b> ○ 第3次地方分権一括法の施行に伴い、2014年4月1日から、これまで厚生労働省令で定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を、各市町村の条例で定めることになりました。町田市では、経過措置を適用し、2015年4月1日から条例で定めたいと考えています。</p>			
<b>問い合わせ先</b>	<b>いきいき健康部 高齢者福祉課</b>	<b>電話</b>	<b>724-2146</b>

議案概要

議案名	第19号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

介護保険法施行令等の改正及び第6期介護保険事業計画の制定に伴い、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 介護保険料の改定  
介護保険料の月額基準額を5,390円とし、所得段階ごとの介護保険料を設定します。

第6期介護保険料

第5期 所得段階	第6期 所得段階	要件	保険料率	保険料額 (月額)
第1段階	第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入と合計所得の合計が80万円以下	0.5	32,300
第2段階				(2,695)
特例第3段階	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入と合計所得の合計が80万円超 120万円以下	0.625	40,400 (3,368)
第3段階	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入と合計所得の合計が120万円超	0.75	48,500 (4,042)
特例第4段階	第4段階	本人が市民税非課税で、本人の年金収入と合計所得の合計が80万円以下	0.8	51,700 (4,312)
第4段階	第5段階	本人が市民税非課税で、本人の年金収入と合計所得の合計が80万円超	1	64,600 (5,390)
第5段階	第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が125万円未満	1.1	71,100 (5,929)
第6段階	第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が125万円以上 190万円未満	1.25	80,800 (6,737)
第7段階	第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が190万円以上 300万円未満	1.4	90,500 (7,546)
第8段階	第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が300万円以上 500万円未満	1.6	103,400 (8,624)
第9段階	第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が500万円以上 800万円未満	2	129,300 (10,780)
	第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が800万円以上 1,200円未満	2.2	142,200 (11,858)
	第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得が1,200万円以上	2.4	155,200 (12,936)

※月額額は、月額基準額5,390円に保険料率を乗じた金額です(1円未満切捨て)

- 介護予防・日常生活支援総合事業等の経過措置  
2017年度4月に予定している介護予防・日常生活支援総合事業等への移行に向けた準備のため、経過措置を行います。

【議案の法的根拠】

- 介護保険法
- 介護保険法施行令

【過去の実績】

- 平成24年3月定例会・町田市介護保険条例の一部を改正する条例

問い合わせ先	いきいき健康部 介護保険課	電話	724-4364
--------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第20号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 第3次地方分権一括法の制定による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定介護予防支援の従業者に関する基準を条例化します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業者の資格に関する基準に係る規定</li><li>・ 従業者の員数に関する基準に係る規定</li></ul></li><li>○ 指定介護予防支援の事業の運営等に関する基準を条例化します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者等に対する人権侵害の防止等に係る規定</li><li>・ その他の事業の運営に関する基準に係る規定</li></ul></li><li>○ 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例化します。</li><li>○ なお、今般については基準に問題がなく、国と異なる基準を定める必要性は認められないことから、市の独自基準は設定しません。</li></ul> <p>※指定介護予防支援事業とは、要支援1、2と認定された方が介護保険のサービスを利用する際に、地域包括支援センターがその方の介護予防計画を作成し、サービス事業者と連絡調整等を行うことをいいます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険法第59条及び第115条の22</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第3次地方分権一括法の施行に伴い、2014年4月1日から、これまで厚生労働省令で定めていた指定介護予防支援等の事業に関する基準を、各市町村の条例で定めることになりました。町田市では、経過措置を適用し、2015年4月1日から条例で定めたいと考えています。</li></ul>			
問い合わせ先	いきいき健康部 高齢者福祉課	電話	724-2146



## 議案概要

議案名	第21号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 厚生労働省令の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 改正が必要となる項目は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定地域密着型サービスの人員に関する基準</li><li>・ 指定地域密着型サービスの設備に関する基準</li><li>・ 指定地域密着型サービスの運営等に関する基準</li><li>・ 「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を変更すること。</li></ul> <p>※指定地域密着型サービスは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>(2) 夜間対応型訪問介護</li><li>(3) 認知症対応型通所介護</li><li>(4) 小規模多機能型居宅介護</li><li>(5) 認知症対応型共同生活介護</li><li>(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護</li><li>(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li><li>(8) 看護小規模多機能型居宅介護</li></ol> <p>※なお、本件については、国と異なる基準を定める必要性が認められないことから、改正に伴い市の独自基準は設定しません（国の改正内容に合せます）。</p> <p><b>【議案の法的根拠・積算根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険法第78条の4</li><li>○ 厚生労働省令</li></ul>			
問い合わせ先	いきいき健康部 介護保険課	電話	724-4366

## 議案概要

議案名	第22号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 厚生労働省令の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 改正が必要となる項目は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定地域密着型介護予防サービスの人員に関する基準</li><li>・ 指定地域密着型介護予防サービスの設備に関する基準</li><li>・ 指定地域密着型介護予防サービスの運営に関する基準等</li></ul> <p>※指定地域密着型介護予防サービスは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 認知症対応型通所介護</li><li>(2) 小規模多機能型居宅介護</li><li>(3) 認知症対応型共同生活介護</li></ol> <p>※なお、本件については、国と異なる基準を定める必要性が認められないことから、改正に伴い市の独自基準は設定しません（国の改正内容に合せます）。</p> <p><b>【議案の法的根拠・積算根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険法第115条の14</li><li>○ 厚生労働省令</li></ul>			
問い合わせ先	いきいき健康部 介護保険課	電話	724-4366

議案概要

議案名	第23号議案 町田市保健所条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 組織改正等により保健所機能の一部が市庁舎に移転することに伴い、保健所の位置を改めるため及び保健医療施策をより一層推進することを目的として保健所運営協議会を新たに設置するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 保健所の位置を町田市中町二丁目13番3号から町田市森野二丁目2番22号に改めます。 ○ 保健所運営協議会の所掌事務や委員等について規定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地域保健法第5条及び第11条</p>			
問い合わせ先	いきいき健康部 保健企画課	電話	724-4241

議案概要

議案名	第24号議案 町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 本条例のプールの定義から幼保連携型認定こども園の水泳施設及び水浴施設を除外する規定を加えます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行予定）</p>			
問い合わせ先	いきいき健康部 生活衛生課	電話	722-3429

## 議案概要

議案名	第25号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の基準の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 利用料金に関する規定を改めます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 厚生労働省告示第57号</p> <p><b>【その他】</b> ○ 厚生労働省が定めた診療報酬の算定方法の基準については、平成20年に定められたものを基に、2年ごとに厚生労働省の告示によって改正される仕組みになっています。現在の条例は、この厚生労働省の告示番号を引用しているため、条例の読みやすさから、告示が出される度に告示番号を変更する条例改正を行ってきました。しかし、厚生労働省が定めた診療報酬の算定方法の基準に従って報酬額を設定するという点において実質的な変更がないため、今回の改正では、告示番号を引用しない形式とし、今後の基準変更に対応しやすくします。</p> <p>○ 町田市急患センターは、健康福祉会館（原町田五丁目8番21号）内に設置されており、町田市準夜急患こどもクリニックと休日歯科・障がい者歯科応急診療所をもって構成されています。</p>			
問い合わせ先	いきいき健康部 健康課	電話	724-5075

議案概要

議案名	第26号議案 町田市幼児教育手当条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 無認可の幼児教育施設等に通園する幼児の保護者に対し支給する手当について、所期の目的を達成したため廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 無認可の幼児教育施設等に通園する幼児の保護者に対し支給する手当を廃止します。</p>			
問い合わせ先	子ども生活部 子ども総務課	電話	724-2876

議案概要

議案名	第27号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合に負担すべき費用等に関する規定を整備するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市立保育園、法人立保育園及び認定こども園等、新制度の対象となる教育・保育施設等を利用する場合に、保護者等が負担すべき費用である利用者負担額及び、その額の決定・通知等について規定します。</li><li>○ 附則において、現行の「町田市保育運営費徴収条例」は廃止します。</li><li>○ 附則において、「町田市立保育園設置条例」における市立保育園使用料の徴収根拠等を規定します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 子ども・子育て支援法</li><li>○ 児童福祉法</li></ul>			
問い合わせ先	子ども生活部 子育て支援課	電話	724-2137

議案概要

議案名	第28号議案 町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立保育園で実施する延長保育に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 市立保育園で実施する短時間保育に認定された児童の延長保育の時間及び料金等の規定を整備するほか、引用条文の変更、延長保育料の納入期限を変更します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 子ども・子育て支援法 ○ 児童福祉法</p>			
問い合わせ先	子ども生活部 子育て支援課	電話	724-2137



## 議案概要

議案名	第29号議案 町田市保育の実施に関する条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、保育の実施基準について条例で規定する必要がなくなったため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 保育の実施基準を定める条例を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 子ども・子育て支援法 ○ 児童福祉法</p>			
問い合わせ先	子ども生活部 子育て支援課	電話	724-2137

議案概要

議案名	第30号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市民農園用地の使用貸借契約の期間満了（2015年3月31日）に伴い、鶴間市民農園及び成瀬市民農園を閉鎖するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 鶴間市民農園及び成瀬市民農園に関する規定を削ります。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 市民農園整備促進法</p>			
問い合わせ先	経済観光部 農業振興課	電話	724-2885

議案概要

議案名	第 3 1 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 東京都道路占用料等徴収条例の改正（2014 年 4 月 1 日）に伴い、道路の占用料を東京都の道路占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国の行う事業に係る減免の規定を改めます。</li><li>○ 占用料の額を改めます。</li><li>○ 新たに占用物件を 1 つ加えます。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 道路法第 39 条（占用料の徴収）</li></ul>			
問い合わせ先	建設部 道路管理課	電話	724-1149

議案概要

議案名	第32号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 東京都道路占用料等徴収条例及び東京都河川流水占用料等徴収条例の改正（2014年4月1日）に伴い、特定公共物の占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 占用料の額を改めます。</li><li>○ 新たに占用物件を1つ加えます。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第228条（分担金等に関する規制及び罰則）</li></ul>			
問い合わせ先	建設部 道路管理課	電話	724-1149

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第33号議案 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例(3本)を一括して整理するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 町田市建築審査会条例			
耐震診断を行ったマンションの管理者等の申請に基づき、市長が地震に対する安全性に係る基準に適合しないと認定したマンションについて、建替えを行う際に容積率の緩和に関する特例が制定されました。			
この容積率の特例を市長が許可するに当たり、建築審査会の同意が必要となったため、会議の招集に関する規定を追加します。			
○ 町田市特定公共賃貸住宅条例			
建替えを勧告することができる保安上危険又は衛生上有害な状況にある分譲マンション(以下「勧告マンション」)に関する規定が削除されたことに伴い、勧告に従ってマンションを建替えることになった方のための代替住宅が不要となりました。このため、建替えによる町田市特定公共賃貸住宅への入居に関する規定を削除します。			
○ 町田市営住宅条例			
町田市特定公共賃貸住宅条例と同様、勧告マンションに関する規定が削除されたことに伴い、勧告マンションの建替えによる代替住宅としての町田市営住宅への入居に関する規定を削除します。			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年12月24日施行)			
○ 建築基準法			
<b>【改正により何が変わるか】</b>			
勧告マンションの建替えのための代替住宅として特定公共賃貸住宅及び市営住宅を使用することはなくなります。			
問い合わせ先	都市づくり部 都市政策課 都市づくり部 建物住宅対策課	電話	724-4247 724-4269

議案概要

議案名	第34号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 公園駐車場における利用者の利便性の向上及び負担の公平性を確保するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ イベント開催時等における出庫時の渋滞を緩和するため、あらかじめ市長が指定する日の駐車料金を一律500円（大型自動車及び中型自動車を除く。）とし、入庫時に支払うことができるようにします。</li><li>○ 利用者の負担の公平性を確保するため、駐車料金を大型自動車は1,500円、中型自動車は1,000円（サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場を除く。）とします。</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 駐車料金の支払い方法について、入庫時に支払うことができるように改正することで、Jリーグ、ラグビー等のイベント開催時に、駐車料金の精算によって生じている駐車場出庫時の渋滞を緩和します。</li><li>○ 普通車と比較して、より多くの駐車面積を占有する中型自動車、大型自動車の料金を設定することで利用に当たっての公平性を確保します。</li></ul>			
問い合わせ先	都市づくり部 公園緑地課	電話	724-4397

議案概要

議案名	第35号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 下水道法施行令の改正に伴い、下水の排除の制限に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ カドミウムの排水基準値を汚水1リットル当たり0.1ミリグラム以下から0.03ミリグラム以下に改めます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 下水道法第12条の11（除害施設の設置等） ○ 下水道法施行令第9条の4（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準） ○ 下水道法施行令第9条の10（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）</p>			
問い合わせ先	下水道部 水再生センター	電話	720-1825

議案概要

議案名	第36号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の基準の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 診療料に関する規定を改めます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 厚生労働省告示第57号</p>			
問い合わせ先	市民病院事務部 総務課	電話	722-4656



議案概要

議案名	第37号議案 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> いじめ防止対策推進法に基づき、町田市教育委員会及び市長の附属機関を設置するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市教育委員会の附属機関として「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置します。</li><li>○ 市長の附属機関として「町田市いじめ問題調査委員会」を設置します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめ防止対策推進法 第14条第3項、第28条第1項及び第30条第2項</li></ul>			
問い合わせ先	学校教育部 指導課	電話	724-2178

議案概要

議案名	第38号議案 町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定
-----	---

【議案提出の目的】

2012年6月に締結した「町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定」を変更するものです。

【議案の内容】

○ 成瀬クリーンセンター2号焼却炉更新工事の契約差金の発生及び管理棟耐震補強工事の事業延期による委託金額の減額にともない「町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定」の一部を変更する協定を締結するものです。

○ 変更内容

1) 工 事

	変更前	変更後
2号焼却炉	機械設備工事（更新）一式	機械設備工事（更新）一式
	電気設備工事（更新）一式	電気設備工事（更新）一式
管理棟	耐震補強工事 一式	—————

2) 協定金額            4,130,000,000円    (変更前)  
                              3,680,400,000円    (変更後)

3) 協定期間            2012年度～2015年度（変更なし）

【議案の法的根拠・積算根拠】

- 地方自治法第96条1項
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条
- 予算が可決された議会    :    2012年第1回町田市議会定例会
- 契約が可決された議会    :    2012年第2回町田市議会定例会

【契約案件の工事請負先】

- 協定締結先： 地方共同法人 日本下水道事業団

問い合わせ先	下水道部 水再生センター	電話	720-1825
--------	--------------	----	----------

議案概要

**議案名** 第39号議案 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定

**【議案提出の目的】**

成瀬クリーンセンターは、1977年10月に供用開始して以来37年が経過し、老朽化した設備を計画的に更新しています。自家発電設備は年々修繕の負担が増しており、発電能力も不足してきたため、安定した下水処理機能を確保すべく更新工事を実施します。

また、管理棟の耐震補強工事を実施し施設の耐震性を確保します。

**【議案の内容】**

○ 自家発電設備更新工事及び管理棟耐震補強工事を3年間の協定期間において地方共同法人日本下水道事業団に委託するものです。

1) 工 事

自家発電設備棟	自家発電設備工事一式
管理棟	耐震補強工事 一式

2) 協定金額 1,206,800,000 円

3) 協定期間 2015年度～2017年度



自家発電設備棟  
(2017年完成予定)



管理棟

**【議案の法的根拠・積算根拠】**

- 地方自治法第96条1項
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条
- 歳入・歳出の算出根拠 : 社会資本整備総合交付金、東京都市町村下水道事業補助金等

**【契約案件の工事請負先や請負内容など】**

- 協定締結先 : 地方共同法人 日本下水道事業団
- 協定内容 : 成瀬クリーンセンター自家発電設備更新工事及び管理棟耐震補強工事
- 協定金額 : 1,206,800,000 円、協定期間 : 2015年度～2017年度

問い合わせ先	下水道部 水再生センター	電話	720-1825
--------	--------------	----	----------

2668

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第40号議案 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定</b>
------------	---

**【議案提出の目的】**

鶴見川クリーンセンターでは、鶴川処理区の污水管整備の進捗に伴う流入水量の増加に対応するため、水処理施設2池の増設工事を実施します。

**【議案の内容】**

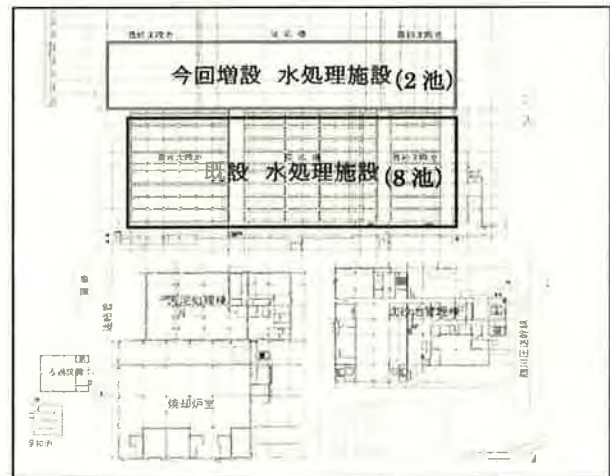
- 水処理施設増設工事を3年間の協定期間において地方共同法人日本下水道事業団に委託するものです。

1) 工 事

水処理棟	水処理設備工事一式
------	-----------

2) 協定金額 4,780,000,000 円

3) 協定期間 2015年度～2017年度



**【議案の法的根拠・積算根拠】**

- 地方自治法第96条1項
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条
- 歳入・歳出の算出根拠 : 社会資本整備総合交付金、東京都市町村下水道事業補助金等

**【契約案件の工事請負先や請負内容など】**

- 協定締結先 : 地方共同法人 日本下水道事業団
- 協定内容 : 鶴見川クリーンセンター水処理施設増設工事
- 協定金額 : 4,780,000,000 円、協定期間 : 2015年度～2017年度

問い合わせ先	下水道部 水再生センター	電話	720-1825
--------	--------------	----	----------

議案概要

議案名	第41号議案 市道路線の認定について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 開発行為により築造された道路、私道移管事業により移管された道路及び道路台帳整備が完了した未認定道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○町田 894 号線その他の合計 16 路線 総延長 1,077mを市道として認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠・積算根拠】</b> ○道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
議案名	第42号議案 市道路線の廃止について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 道路として機能がない路線等の市道を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○南 283 号線、忠生 63 号線 合計 2 路線 総延長 315mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠・積算根拠】</b> ○道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
問い合わせ先	建設部 道路用地課	電話	724-1154

議案概要

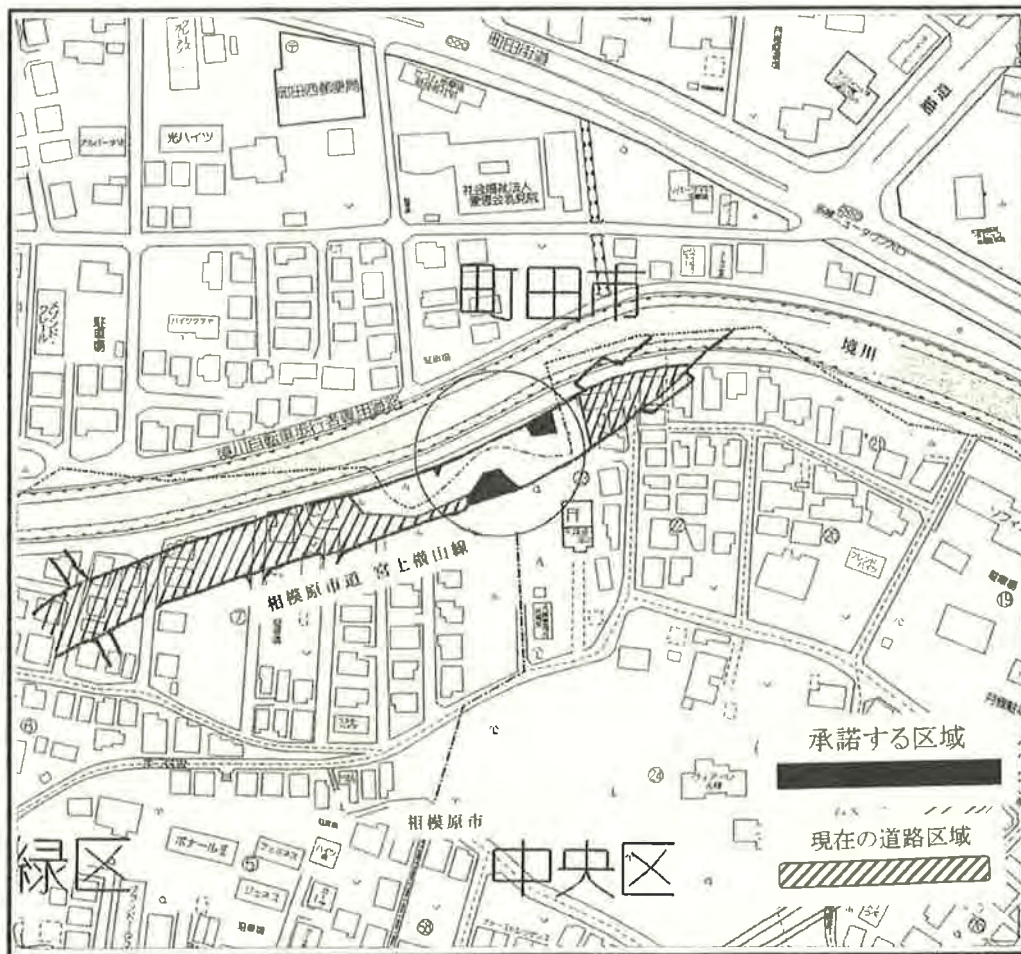
議案名	第43号議案 相模原市による路線設置の承諾について
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

相模原市が都市計画道路を新設するにあたり、道路区域の一部が相模原市域を越えて町田市域内に及ぶことから、相模原市長より路線設置することについて承諾を求められているものです。

【議案の内容】

- 相模原市道 宮上横山線（都市計画道路3・4・6）



【議案の法的根拠・積算根拠】

- 地方自治法第244条の3第3項(公の施設の区域外設置)
- 道路法第8条第4項(市道路線の認定)

問い合わせ先	建設部 道路用地課	電話	724-1154
--------	-----------	----	----------

議案概要

議案名	第 4 4 号議案 市有財産の売払いについて		
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>			
<p>東京都水道局から町田市域における水道業務の安定的な運営のために市有財産である水道事務所の譲渡の申し出があり、市内にサービスステーションが存続することにより市民サービスの維持が図れることから水道事務所を東京都水道局に売払うものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b></p>			
<p>○ 売払い財産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地 地 番 町田市木曾東一丁目 373 番 10</li> <li style="padding-left: 2em;">地 目 宅地</li> <li style="padding-left: 2em;">地 積 2074.68 m<sup>2</sup></li> <li>・ 建物 種 類 事務所</li> <li style="padding-left: 2em;">構 造 鉄骨造 地上 2 階建</li> <li style="padding-left: 2em;">延床面積 2020.60 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>○ 売払い予定価格 617,380,000 円</p>			
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p>			
<p>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号</p> <p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条 (議決に付すべき財産の取得又は処分)</p>			
<p><b>【契約の概要】</b></p>			
<p>○ 契約の相手方 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 公営企業管理者 東京都水道局長 吉田 永</p> <p>○ 契約予定日 2015 年 4 月 1 日</p>			
<p><b>【経緯】</b></p>			
<p>○ 1999 年 3 月 東京都から買収により土地を取得</p> <p>○ 2000 年 5 月 水道事務所庁舎を竣工</p> <p>○ 2012 年 4 月 水道事業の受託解消と共に東京都水道局へ貸付開始</p> <p>○ 2014 年 6 月 東京都水道局より購入に関する照会</p> <p>○ 2014 年 6 月 東京都水道局に売払うことを回答</p>			
問い合わせ先	財務部 庁舎活用課	電話	724-2165

議案概要

議案名	第 4 5 号議案 包括外部監査契約の締結について		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                      地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づく包括外部監査契約を締結するものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b>                      ○ 町田市では、2007 年 4 月から市政運営のチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため、包括外部監査制度を導入しています。                      市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し監査を行うために契約をするものです。</p>			
<p><b>【議案の法的根拠】</b>                      ○ 地方自治法第 252 条の 36 第 1 項</p>			
<p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 : 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</li> <li>○ 契約金額 : 12,000,000 円を上限とする額</li> <li>○ 契約の相手方 : 住所 東京都日野市大字上田 255 番地の 13                                        氏名 宮本 和之                                        資格 公認会計士</li> <li>○ 契約期間 : 2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで</li> </ul>			
<p><b>【過去の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2014 年度 : (テーマ) 委託に関する事務の執行について                                        (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円</li> <li>○ 2013 年度 : (テーマ) 債権の管理等に関する事務の執行について                                        (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円</li> <li>○ 2012 年度 : (テーマ) 介護保険等に関する事務の執行について                                        (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 13,500,000 円</li> <li>○ 2011 年度 : (テーマ) ごみ処理に関する事務の執行について                                        (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 13,500,000 円</li> <li>○ 2010 年度 : (テーマ) 施設の管理運営について                                        -行政コストの実態と受益者負担のあり方-                                        (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 15,000,000 円</li> <li>○ 2009 年度 : (テーマ) 下水道事業等について                                        (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円</li> <li>○ 2008 年度 : (テーマ) 補助金等について                                        (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円</li> <li>○ 2007 年度 : (テーマ) 土地の取得、処分及び管理等について                                        (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円</li> </ul>			
問い合わせ先	政策経営部経営改革室	電話	724-2503



議案概要

議案名	第46号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

市民または町田市に関係ある個人もしくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上などに多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。

【議案の内容】

今回の一般表彰の該当者は、個人62名、団体22組、合計84件です。

<該当者内訳>

	個人 (連名含む)	団体	計
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	3		3
民生委員・児童委員兼社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	13		13
障がい児スポーツ教室指導員として障がい児スポーツの普及推進に尽力	1		1
消防団員として災害防止活動に尽力	11		11
自主防災組織として地域の防災活動に尽力		9	9
地域自治の振興に尽力	8		8
体育の振興に尽力	6	3	9
文化芸術の振興に尽力	5	10	15
保護司として住民の福祉向上に尽力	9		9
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	2		2
市の公益のために寄附	4		4
計	62	22	84

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例
- 町田市表彰条例施行規則

問い合わせ先	政策経営部 秘書課	電話	724-2100
--------	-----------	----	----------

## 議案概要

議案名	第47号議案 指定金融機関の指定について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本年7月1日から、新たに市の公金の収納及び、支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行との契約は6月30日をもって満了となります。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定金融機関 株式会社 八千代銀行</li><li>○ 指 定 期 間 2015年7月1日から2017年6月30日まで</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠・積算根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項</li><li>○ 同施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項</li></ul> <p><b>【指定に係わる経費負担】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 組戻し手数料 1件800円×消費税（2014年度予算額：605,000円）</li><li>○ 派出窓口業務委託料 3人×1,500円×1時間×日数×消費税 (2014年度予算額：1,186,000円)</li><li>○ 公金データ伝送サービス利用料（2014年度予算額：64,800円）</li></ul> <p><b>【過去の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2003年7月から下記二行による2年間ごとの輪番制<ul style="list-style-type: none"><li>・八千代銀行</li><li>・横浜銀行</li></ul></li></ul> <p><b>【他市の状況について】</b> 東京都下25市（町田市を除く）… 昭島市（三行で2年交替）、他の24市は単独指定</p>			
問い合わせ先	会計課	電話	724-2196